

○名古屋大学大学院通則（案）

（平成16年4月1日通則第2号）

改正平成17年2月21日通則第4号 平成17年4月25日通則第2号  
平成17年10月24日通則第4号 平成18年2月27日通則第6号  
平成18年3月13日通則第8号 平成19年2月26日通則第2号  
平成19年12月25日通則第1号 平成20年3月10日通則第3号  
平成21年3月23日通則第2号 平成22年3月2日通則第3号  
平成23年3月1日通則第2号 平成23年7月19日通則第1号  
平成24年3月21日通則第3号 平成24年10月16日通則第2号  
平成25年3月29日通則第3号 平成26年3月4日通則第1号

目次

- 第1章 総則（第1条—第9条）
  - 第2章 入学，進学，転科及び転専攻（第10条—第17条の2）
  - 第3章 教育課程，授業，研究指導，留学等（第18条—第25条）
  - 第4章 休学及び復学（第26条—第28条）
  - 第5章 退学及び転学（第29条・第30条）
  - 第6章 課程修了，学位の授与等（第31条—第35条）
  - 第7章 除籍及び懲戒（第36条・第37条）
  - 第8章 検定料，入学料，授業料及び寄宿料（第38条—第48条）
  - 第9章 大学院特別聴講学生，科目等履修生，特別研究学生及び大学院研究生
    - 第1節 大学院特別聴講学生（第49条—第52条）
    - 第2節 科目等履修生（第52条の2—第52条の8）
    - 第3節 特別研究学生（第53条—第56条）
    - 第4節 大学院研究生（第57条—第63条）
    - 第5節 検定料，入学料及び授業料の額（第64条）
  - 第10章 外国人留学生（第65条）
  - 第11章 国際連携専攻（第66条—第73条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 本学大学院は，学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥を究め，高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う

ことにより、文化の進展に寄与するとともに、学術の研究者、高度の専門技術者及び教授者を養成することを目的とする。

(研究科及び専攻)

第2条 研究科及び専攻は、次のとおりとする。

研究科 専攻

文学研 人文学  
究科

教育発 教育科学，心理発達科学  
達科学  
研究科

法学研 総合法政，実務法曹養成  
究科

経済学 社会経済システム，産業経営システム  
研究科

理学研 素粒子宇宙物理学，物質理学，生命理学  
究科

医学系 医科学，総合医学，名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学，  
研究科 看護学，医療技術学，リハビリテーション療法学

工学研 化学・生物工学，マテリアル理工学，電子情報システム，機械理工  
究科 学，航空宇宙工学，社会基盤工学，結晶材料工学，エネルギー理工  
学，量子工学，マイクロ・ナノシステム工学，物質制御工学，計算理  
工学

生命農 生物圏資源学，生物機構・機能科学，応用分子生命科学，生命技術科  
学研究 学  
科

国際開 国際開発，国際協力，国際コミュニケーション  
発研究  
科

多元数 多元数理科学  
理科学  
研究科

国際言語文化 日本語文化，国際多元文化  
研究科

環境学 地球環境科学，都市環境学，社会環境学  
研究科

情報科学研究科 計算機数理科学，情報システム学，メディア科学，複雑系科学，社会  
システム情報学

創薬学研究科 基盤創薬学

2 前項の医学系研究科名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻は，大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第35条に定める国際連携専攻(以下「国際連携専攻」という。)とする。

(専門職大学院等)

第2条の2 前条の法学研究科実務法曹養成専攻は，学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第99条第2項に定める専門職大学院とする。

2 前項の法学研究科実務法曹養成専攻は，専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項に定める法科大学院(以下「法科大学院」という。)とする。

(課程)

第3条 研究科の課程は，博士課程とする。ただし，法学研究科にあつては，博士課程及び法科大学院の専門職学位課程(以下「法科大学院の課程」という。)とし，医学系研究科にあつては，修士課程及び博士課程とする。

2 博士課程(医学系研究科の医学を履修する博士課程(以下「医学博士課程」という。)を除く。)は，前期2年の課程(以下「前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「後期課程」という。)に区分する。

3 前期課程は，修士課程として取り扱うものとする。

4 医学博士課程は，区分を設けない課程とする。

(収容定員)

第4条 大学院の収容定員は，別表のとおりとする。

(標準修業年限)

第5条 博士課程の標準修業年限は，5年とする。ただし，医学博士課程の標準修業年限は，4年とする。

2 医学系研究科の修士課程の標準修業年限は、2年とする。

3 法科大学院の課程の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第6条 博士課程(医学博士課程を除く。)の在学年限は、前期課程では4年、後期課程では6年とする。

2 医学系研究科の修士課程の在学年限は4年、医学博士課程の在学年限は8年とする。

3 法科大学院の課程の在学年限は、6年とする。

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年を分けて、次の2学期とする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第9条 休業日(授業を行わない日)は、次のとおりとする。

日曜日

土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

春季休業 4月1日から4月4日まで

夏季休業 8月8日から9月30日まで

冬季休業 12月28日から翌年1月7日まで

2 臨時の休業日は、総長がその都度定める。

## 第2章 入学，進学，転科及び転専攻

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の初めとする。

2 前項の規定にかかわらず、研究科の定めるところにより、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学させることができる。

3 国際連携専攻の入学の時期は、前2項の規定にかかわらず、当該研究科において、別に定めることができる。

(前期課程，医学系研究科の修士課程及び法科大学院の課程の入学資格)

第11条 前期課程，医学系研究科の修士課程及び法科大学院の課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 大学を卒業した者

二 法第104条第4項第1号の規定により学士の学位を授与された者

- 三 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 六 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 七 文部科学大臣の指定した者
- 八 大学に 3 年以上在学し、又は外国において学校教育における 15 年の課程若しくは我が国において外国の大学の課程（その修了者が学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- 九 本学大学院において、個別の入学資格審査（以下「個別審査」という。）により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達したもの

（後期課程の入学又は進学資格）

第 12 条 後期課程に入学又は進学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 本学大学院若しくは他の大学院で修士の学位又は専門職学位を授与された者
- 二 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 四 我が国において、外国に大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 五 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

六 外国の学校，第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し，第31条の2に規定する博士論文研究基礎力審査に相当するものに合格し，修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

七 文部科学大臣の指定した者

八 本学大学院において，個別審査により，修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で，24歳に達したもの  
(医学博士課程の入学又は進学の資格)

第13条 医学博士課程に入学又は進学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 大学の医学，歯学，薬学（修業年限が6年のものに限る。）又は獣医学を履修する課程を卒業した者

二 外国において学校教育における18年の課程（最終の課程は，医学，歯学，薬学又は獣医学に限る。）を修了した者

三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより，当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は，医学，歯学，薬学又は獣医学に限る。）を修了した者

四 我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は，医学，歯学，薬学又は獣医学に限る。）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

五 文部科学大臣の指定した者（昭和30年文部省告示第39号の定めるところによる。）

六 大学の医学，歯学，薬学（修業年限が6年のものに限る。）又は獣医学を履修する課程に4年以上在学し，又は外国において学校教育における16年の課程（最終の課程は，医学，歯学，薬学又は獣医学に限る。）若しくは我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程（最終の課程は，医学，歯学，薬学又は獣医学に限る。）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し，本学大学院において，所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者

七 本学大学院において，個別審査により，大学の，医学，歯学，薬学（修業年限が6年のものに限る。）又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，24歳に達したもの  
(入学及び進学の出願手続)

第14条 前3条に規定する者で入学又は進学を志願するものは、所定の期日までに願書を当該研究科に提出しなければならない。ただし、入学を志願する者は、願書に第38条の検定料を添えなければならない。

(入学試験及び進学試験)

第15条 前条の入学志願者又は進学志願者に対しては、研究科において入学試験又は進学試験を行い、合格者を決定する。

(入学及び進学の許可)

第16条 総長は、前条の入学試験の合格者で第39条の入学料の納入、保証書、宣誓書の提出等所定の手続を完了したものに、入学を許可する。

2 研究科長は、前条の進学試験の合格者で所定の手続を完了したものに、進学を許可する。

(再入学、転入学及び編入学)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、研究科において選考の上、適当の課程に総長が入学を許可することができる。

一 第29条の規定による本学大学院の退学者で、再び同一の課程に入学を志願するもの

二 他の大学院に在学する者又は我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者（法第102条第1項に規定する者に限る。）及び国際連合大学の課程に在学した者で、本学大学院に転学を志願するもの

三 修士課程、博士課程の前期課程又は専門職学位課程を修了した者で、本学大学院に入学を志願するもの

2 第14条及び前条の規定は、前項の規定により入学する場合に準用する。

(転科及び転専攻)

第17条の2 学生が他の研究科に転科を志願しようとするときは、事由を詳記した転科願を所属研究科長を経て、当該研究科長に提出し、その許可を得なければならない。

2 学生が所属研究科内の他の専攻に転専攻を志願しようとするときは、当該研究科の定めるところにより、研究科長の許可を得なければならない。

3 前2項の学生が既に修得した授業科目の単位の認定及び在学期間に関しては、当該研究科教授会の議を経て、当該研究科長が行うものとする。

第3章 教育課程、授業、研究指導、留学等

(教育課程、授業、研究指導、成績評価等)

第 18 条 教育課程，授業，学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)，成績評価等に関することは，名古屋大学大学院共通科目規程（平成 22 年度規程第 47 号。以下「大学院共通科目規程」という。）及び研究科規程で定める。

(学修計画)

第 19 条 入学又は進学を許可された者は，研究科の定める指導教員の指導の下に学修計画を立て，当該研究科教授会の議を経て，当該研究科長の承認を得なければならない。

(単位)

第 20 条 一の授業科目を履修した者に対しては，試験の上，単位を与える。

2 各授業科目の単位数の計算の基準は，大学院共通科目規程及び研究科規程で定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第 20 条の 2 学生(法科大学院の学生を除く。)が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)については，教育上有益と認める場合は，本学大学院において修得したものとして認定することができる。この場合において，単位の認定は，10 単位を超えない範囲とする。

2 前項の既修得単位の取扱いについては，研究科において定める。

(他の研究科の授業科目の履修)

第 21 条 学生は，他の研究科の授業科目を履修することができる。この場合においては，所属研究科長を経て，当該研究科長の許可を得なければならない。

2 学生は，大学院共通科目規程に定める授業科目を履修することができる。この場合においては，所属研究科長を経て，教養教育院長の許可を得なければならない。

(他の大学院の授業科目の履修等)

第 22 条 学生は，研究科長の許可を得て，他の大学院において授業科目を履修し，単位を修得することができる。

2 前項の場合，研究科長は，あらかじめ当該大学院との間において必要な事項について協議するとともに，許可に当たっては，研究科教授会の議を経るものとする。

3 第 1 項の規定により，履修した授業科目について修得した単位は，10 単位を超えない範囲で，本学大学院において修得したものとして認定することができる。



4 前項の規定は、学生が、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

(他の大学院又は研究所等における研究指導)

第 23 条 学生は、研究科長の許可を得て、他の大学院又は研究所等において、研究指導（第 67 条で規定する国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。）を受けることができる。ただし、前期課程及び医学系研究科の修士課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、1 年を超えないものとする。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定により学生が研究指導を受ける場合に準用する。

(留学)

第 24 条 学生は、研究科長の許可を得て、休学することなく、外国の大学院において授業科目を履修し、単位を修得することができる。

2 学生は、研究科長の許可を得て、休学することなく、外国の大学院又は研究所等において、研究指導を受けることができる。

3 第 22 条第 2 項の規定は、前 2 項の規定により学生が留学する場合に、同条第 3 項の規定は、第 1 項の規定により学生が留学する場合に、前条第 1 項ただし書の規定は、前項の規定により学生が留学する場合に準用する。

(休学期間中の他の大学院の修得単位の取扱い)

第 24 条の 2 学生が休学期間中に他の大学院（外国の大学院を含む。）において修得した単位については、教育上有益と認める場合は、本学大学院において修得したものと認定することができる。

2 第 22 条第 3 項の規定は、前項の規定により本学大学院において修得したものと認定する場合に準用する。

(教職課程)

第 25 条 本学大学院において、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)に規定する教育職員の免許状を受ける資格を得ようとする者のために、教職課程を置く。

2 教職課程については、別に定める。

#### 第 4 章 休学及び復学

(休学)

第26条 学生は、傷病その他の事由により3月以上修学を中止しようとするときは、研究科長の許可を得て、休学することができる。

2 前項の規定により休学しようとする者は、休学願に医師の診断書又は詳細な事由書を添え、これを提出しなければならない。

3 第1項の場合において、研究科長は、研究科教授会の議を経て、これを許可する。

4 傷病のため修学することが適当でない認められる学生に対しては、研究科長は、研究科教授会の議を経て、期間を定め、休学を命ずることができる。  
(休学期間)

第27条 休学は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある者には、更に引き続き休学を許可することができる。

2 博士課程(医学博士課程を除く。)の休学期間は、通算して前期課程では2年、後期課程では3年を超えることができない。

3 医学系研究科の修士課程の休学期間は、通算して2年、医学博士課程の休学期間は、通算して4年を超えることができない。

4 法科大学院の課程の休学期間は、通算して3年を超えることができない。ただし、第33条の2第2項の規定する者の休学期間は、3年から同項の規定により法科大学院に在学したものとみなす期間を除いた期間を超えることができない。

5 やむを得ない特別な事由があると認められるときは、前3項の規定にかかわらず、更に休学期間の延長を許可することができる。

6 休学期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第28条 学生は、休学期間中にその事由が消滅したときは、研究科長の許可を得て、復学することができる。

2 第26条第4項の規定により休学を命ぜられた者が復学するときは、学校医の診断書を添え、研究科長に願い出て、その許可を得なければならない。

## 第5章 退学及び転学

(退学)

第29条 学生が退学しようとするときは、事由を詳記した退学願を研究科長に提出し、その許可を得なければならない。

2 前項の場合において、研究科長は、研究科教授会の議を経て、これを許可する。

(転学)

第 30 条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、事由を詳記した転学願を研究科長に提出し、その許可を得なければならない。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定により学生が転学する場合に準用する。

## 第 6 章 課程修了，学位の授与等

(前期課程及び医学系研究科の修士課程の修了)

第 31 条 前期課程又は医学系研究科の修士課程に 2 年以上在学し、所定の授業科目を履修して 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格した者に対し、研究科教授会の議を経て、修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、前期課程又は医学系研究科の修士課程に 1 年以上在学すれば修了を認定することができる。

(博士論文研究基礎力審査)

第 31 条の 2 第 3 条第 2 項の博士課程において、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合は、前条に規定する前期課程の修了要件について、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することに代えて、大学院が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

一 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

二 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期課程において修得すべきものについての審査

2 前項に定める要件によって修了を認定しようとする場合は、研究科規程において当該要件を適用する専攻、コース等の履修上の区分を定め、当該履修上の区分において前期及び後期の課程を通じて一貫した体系的な教育課程及び組織的な指導体制を専攻分野の枠を超えて編成し、併せて 30 単位を超える単位数を前期課程の修了の要件とするものとする。

(博士課程の修了)

第 32 条 博士課程(医学博士課程を除く。以下この条において同じ。)に 5 年(修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。)以上在学し、所定の授業科目を履修して 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格した者に対し、研究科教授会の議を経て、修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に 3 年(修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程に

おける2年の在学期間を含む。)以上在学すれば修了を認定することができる。

2 第31条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者については、前項中「5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「3年(修士課程における在学期間を含む。)」と読み替えて、前項の規定を適用する。

3 前2項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは専門職学位を有する者又は第12条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、後期課程に入学した場合は、博士課程に3年(法科大学院の課程を修了した者にあつては2年)以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格した者に対し、研究科教授会の議を経て、修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に1年以上在学すれば修了を認定することができる。

(医学博士課程の修了)

第33条 医学博士課程に4年以上在学し、所定の授業科目を履修して30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格した者に対し、研究科教授会の議を経て、修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、医学博士課程に3年以上在学すれば修了を認定することができる。

(法科大学院の課程の修了)

第33条の2 法科大学院の課程に3年以上在学し、所定の授業科目を履修して98単位以上を修得した者に対し、研究科教授会の議を経て、修了を認定する。

2 法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者の前項の在学期間については、1年を超えない範囲で法科大学院が認める期間在学し、同項に規定する単位については、32単位を修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定により法科大学院が修得したものとみなすことができる単位数は、第22条第3項、第24条第3項及び第24条の2第2項の規定により本学大学院において修得したものとして認定する単位数と合わせて35単位を超えないものとする。

(学位の授与)

第34条 総長は、第31条から前条まで及び第70条の規定により課程を修了した者に、それぞれ修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 学位の種類、論文審査の方法、試験等については、名古屋大学学位規程(平成16年度規程第104号)の定めるところによる。

(単位等認定書)

第35条 博士課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者には、単位等認定書を交付することができる。

## 第7章 除籍及び懲戒

(除籍)

第36条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、総長は、当該研究科教授会の議を経て、除籍する。

一 所定の在学年限に達しても、課程を修了できないとき。

二 傷病その他の事由により、成業の見込みがないと認められるとき。

三 死亡又は行方不明となったとき。

四 授業料納入の義務を怠り、督促を受けても、なお納入しないとき。

五 入学料の免除若しくは徴収猶予が不許可となった者又は一部免除若しくは徴収猶予の許可を受けた者が、所定の期日までに納入すべき入学料を納入しないとき。

(懲戒)

第37条 学生の懲戒については、総長が、その都度懲戒委員会を設けて処理する。

2 懲戒委員会の構成については、別に定める。

3 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

## 第8章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料の納入)

第38条 入学を志願する者は、願書を提出する際に検定料を納入しなければならない。

(入学料の納入)

第39条 入学する者は、所定の期日までに入学料を納入しなければならない。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第40条 入学する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、入学料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収猶予することができる。

一 本学大学院に入学する者であつて、経済的理由により入学料の納入が困難で、かつ、学業優秀と認められるとき。

二 前号に規定するもののほか、特別の事情により入学料を納入することが著しく困難であると認められるとき。

2 前項に規定する入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(授業料の納入)

第41条 各年度に係る授業料は、前期(4月から9月まで)及び後期(10月から翌年3月まで)の2期に分けて、それぞれ年額の2分の1に相当する額を、前期にあつては4月、後期にあつては10月に納入しなければならない。ただし、後期に係る授業料については、当該年度の前期に係る授業料を納入するときに納入することができる。

2 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、前項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納入することができる。

(学年の途中で課程を修了する場合の授業料)

第42条 学生が、特別の事情により学年の途中で課程を修了する場合は、授業料の年額の12分の1に相当する額(以下「月割額」という。)に在学する月数を乗じて得た額を、当該学年の初めの月に納入しなければならない。ただし、課程を修了する月が後期の納入すべき時期(以下「後期の納期」という。)後であるときは、後期の納期後の在学期間に係る授業料は、後期の納期に納入しなければならない。

(転学、退学及び除籍の場合の授業料)

第43条 学生が、後期の納期前に転学、退学又は除籍の場合、納入すべき授業料の額は、授業料の年額の2分の1に相当する額とする。

(復学した場合の授業料)

第44条 学生が、前期又は後期の途中において復学した場合は、月割額に復学の日属する月から次の納入すべき時期前までの月数を乗じて得た額を、復学の日属する月に納入しなければならない。

(留学及び停学期間中の授業料)

第45条 学生は、留学又は停学期間中であっても、授業料を納入しなければならない。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第46条 経済的理由により授業料の納入が困難で、かつ、学業優秀と認められる者その他特別の事情があると認められる者に対しては、その期の授業料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 前項に規定する授業料の免除及び徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(寄宿料の納入)

第46条の2 寄宿舎に入居する者は、所定の期日までに寄宿料を納入しなければならない。

(寄宿料の免除)

第46条の3 寄宿舎に入居する者が特別な事情により寄宿料の納入が著しく困難であると認められるときは、寄宿料を免除することができる。

2 前項に規定する寄宿料の免除の取扱いについては、別に定める。

(検定料，入学料，授業料及び寄宿料の額)

第47条 第38条の検定料，第39条の入学料，第41条の授業料及び第46条の2の寄宿料の額は、名古屋大学授業料等の料金に関する規程(平成16年度規程第87号。以下「料金規程」という。)の定める額とする。

(既納の検定料，入学料，授業料及び寄宿料)

第48条 既納の検定料，入学料，授業料及び寄宿料は、返納しない。ただし、次に掲げる検定料及び授業料については、この限りでない。

一 法科大学院で行う第15条に規定する入学試験を2段階の選抜方法で実施する場合において、出願書類等による第1段階目の選抜に合格しなかった者が納入した第2段階目の選抜に係る検定料

二 前期に係る授業料を納入するときに、当該年度の後期に係る授業料を納入した者が、後期の納期前に休学又は退学した場合における納入した後期に係る授業料

三 第41条第2項の規定により納入した授業料

第9章 大学院特別聴講学生，科目等履修生，特別研究学生及び大学院研究生

第1節 大学院特別聴講学生

(大学院特別聴講学生)

第49条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本学大学院において授業科目を履修し、単位を修得しようとするものがあるときは、研究科長は、当該大学院との協議により、研究科教授会の議を経て、大学院特別聴講学生として入学を許可することができる。

(入学の時期)

第50条 大学院特別聴講学生の入学の時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(授業料等)

第 51 条 大学院特別聴講学生は、履修しようとする授業科目の単位数に応じて、入学を許可された月に授業料を納入しなければならない。ただし、国立大学の大学院の学生並びに本学と外国の大学との大学間交流協定に基づく外国人留学生で総長が授業料等を不徴収とした者（以下「協定留学生」という。）及び大学間相互単位互換協定に基づく大学院特別聴講学生で総長が授業料を不徴収とした者については、授業料の納入を要しない。

2 前項に規定する授業料等の不徴収の取扱いについては、別に定める。

3 第 1 項の授業料については、免除及び徴収猶予を行わない。

4 大学院特別聴講学生として入学しようとする者は、検定料及び入学料の納入を要しない。

（除籍）

第 51 条の 2 大学院特別聴講学生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究科長は、研究科教授会の議を経て、除籍することができる。

一 本学の大学院特別聴講学生として適当でないと認められるとき。

二 傷病その他の事由により大学院特別聴講学生として成業の見込みがないと認められるとき。

三 死亡又は行方不明となったとき。

四 授業料納入の義務を怠り、督促を受けても、なお納入しないとき。

（その他）

第 52 条 本節に規定するもののほか、大学院特別聴講学生に関することは、研究科において定める。

## 第 2 節 科目等履修生

（科目等履修生）

第 52 条の 2 本学大学院の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修し、単位を修得しようとする者がある場合、研究科において適当と認めたときは、科目等履修生として入学を許可することができる。

（入学の時期）

第 52 条の 3 科目等履修生の入学の時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

（入学出願手続）

第 52 条の 4 科目等履修生として入学を志願する者は、願書に履修しようとする授業科目及び期間を記載し、履歴書及び検定料を添え、所定の期日までに当該研究科長に提出しなければならない。

（入学料）



第 52 条の 5 科目等履修生として入学する者は、所定の日までに入学料を納入しなければならない。

2 前項の入学料については、免除及び徴収猶予を行わない。

(授業料)

第 52 条の 6 科目等履修生は、履修しようとする授業科目の単位数に応じて、入学を許可された月に授業料を納入しなければならない。

2 前項の授業料については、免除及び徴収猶予を行わない。

(除籍)

第 52 条の 7 科目等履修生の除籍については、第 51 条の 2 の規定を準用する。この場合において、同条中「大学院特別聴講学生」とあるのは「科目等履修生」と読み替えるものとする。

(その他)

第 52 条の 8 本節に規定するもののほか、科目等履修生に関することは、研究科において定める。

### 第 3 節 特別研究学生

(特別研究学生)

第 53 条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本学の大学院又は研究所等において研究指導を受けようとするものがあるときは、研究科又は研究所等の長は、当該大学院との協議により、研究科教授会等の議を経て、特別研究学生として入学を許可することができる。

(入学の時期)

第 54 条 特別研究学生の入学の時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(授業料等)

第 55 条 特別研究学生は、研究指導を受けようとする期間の月数に応じて、入学を許可された月に授業料を納入しなければならない。ただし、国立大学の大学院の学生並びに協定留学生及び大学間特別研究学生交流協定に基づく特別研究学生で総長が授業料を不徴収とした者については、授業料の納入を要しない。

2 前項に規定する授業料の不徴収の取扱いについては、別に定める。

3 第 1 項の授業料については、免除及び徴収猶予を行わない。

4 特別研究学生として入学しようとする者は、検定料及び入学料の納入を要しない。

(除籍)

第 55 条の 2 特別研究学生の除籍については、第 51 条の 2 の規定を準用する。この場合において、同条中「大学院特別聴講学生」とあるのは「特別研究学生」と読み替えるものとする。

(その他)

第 56 条 本節に規定するもののほか、特別研究学生に関することは、研究科又は研究所等において定める。

#### 第 4 節 大学院研究生

(大学院研究生)

第 57 条 本学大学院において特別の事項について研究しようとする者がある場合、研究科において適当と認めるときは、大学院研究生として入学を許可することができる。

(入学の時期)

第 58 条 大学院研究生の入学の時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(入学出願手続)

第 59 条 大学院研究生として入学を志願する者は、願書に研究事項及び期間を記載し、履歴書及び検定料を添え、所定の期日までに当該研究科長に提出しなければならない。ただし、協定留学生については、検定料の納入を要しない。

(入学料)

第 60 条 大学院研究生として入学する者は、所定の期日までに入学料を納入しなければならない。ただし、協定留学生については、入学料の納入を要しない。

2 前項の入学料については、免除及び徴収猶予を行わない。

(授業料)

第 61 条 大学院研究生は、前期(4 月から 9 月まで)及び後期(10 月から翌年 3 月まで)の 2 期の区分ごとに、それぞれの期における在学予定期間に相当する授業料の額を当該期間における当初の月に納入しなければならない。ただし、協定留学生については、授業料の納入を要しない。

2 前項の授業料については、免除及び徴収猶予を行わない。

(除籍)

第 61 条の 2 大学院研究生の除籍については、第 51 条の 2 の規定を準用する。この場合において、同条中「大学院特別聴講学生」とあるのは「大学院研究生」と読み替えるものとする。

(研究費)

第 62 条 研究に要する費用は、特に定めるもののほか、大学院研究生の負担とする。

(その他)

第 63 条 本節に規定するもののほか、大学院研究生に関することは、研究科において定める。ただし、大学院研究生の定員、入学資格、選考方法等を定めるに際しては、教育研究評議会の議を経るものとする。

#### 第 5 節 検定料、入学料及び授業料の額

第 64 条 第 59 条の検定料、第 60 条第 1 項の入学料並びに第 51 条第 1 項、第 55 条第 1 項及び第 61 条第 1 項の授業料の額は、それぞれ料金規程に定める額とする。

### 第 10 章 外国人留学生

第 65 条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院に入学を志願する者があるときは、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生の入学許可については、第 16 条に規定する保証書の提出を要しない。

3 外国人留学生は、学生定員の枠外とすることができる。

4 前 3 項に規定するもののほか、外国人留学生の入学その他に関し必要な事項は、別に定める。

### 第 11 章 国際連携専攻

(国際連携専攻の入学及び進学)

第 66 条 国際連携専攻における入学及び進学の出願手続については、第 14 条の規定にかかわらず、国際連携専攻を設ける研究科と当該研究科と連携して教育研究を実施する外国の大学院（以下「連携外国大学院」という。）との協議の上、別に定める。

2 国際連携専攻における入学又は進学試験に関することは、第 15 条の規定にかかわらず、国際連携専攻を設ける研究科と連携外国大学院との協議の上、別に定める。

(国際連携教育課程)

第 67 条 国際連携専攻における、連携外国大学院と連携した教育課程（以下「国際連携教育課程」という。）に関することは、研究科規程で定める。

(共同開設科目)

第 68 条 国際連携専攻において、連携外国大学院と共同して開設した授業科目（以下「共同開設科目」という。）に関することは、研究科規程で定める。

2 国際連携専攻の学生が共同開設科目の履修により修得した単位は、5 単位を超えない範囲で、研究科又は連携外国大学院のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、連携外国大学院において修得した単位数が、第 70 条第 1 項及び第 2 項の規定により連携外国大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国大学院において修得した単位とすることはできない。

（国際連携教育課程に係る単位の認定等）

第 69 条 国際連携専攻を設ける研究科は、学生が連携外国大学院において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

2 国際連携専攻を設ける研究科は、学生が連携外国大学院において受けた国際連携教育課程に係る研究指導を、当該国際連携教育課程に係るものとみなすものとする。

（国際連携専攻に係る修了要件）

第 70 条 国際連携専攻である博士課程及び医学博士課程の修了の要件（第 32 条第 3 項本文に規定する場合を除く。）は、第 32 条（第 3 項を除く。）及び第 33 条に、それぞれ定めるもののほか、国際連携専攻を設ける研究科において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により 15 単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により 10 単位以上を修得するものとする。

2 前項により国際連携専攻を設ける研究科及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第 20 条の 2、第 22 条第 3 項及び第 24 条の 2 第 2 項の規定により修得したのものとして認定することができる単位を含まないものとする。

（国際連携専攻学生の除籍及び懲戒）

第 71 条 国際連携専攻の学生の除籍及び懲戒については、第 36 条及び第 37 条の規定によるもののほか、国際連携専攻を設ける研究科と連携外国大学院との協議の上、別に定めることができる。

（国際連携専攻学生の授業料等）

第 72 条 国際連携専攻の学生のうち、連携外国大学院を主として入学する学生の本学における検定料、入学料及び授業料については、第 38 条、第 40 条及び第 41 条の規定にかかわらずその全額を免除するものとする。（その他）

第73条 本則に定めるもののほか、国際連携専攻に係る次の各号に掲げる事項については、当該専攻を設ける研究科と連携外国大学院との協議の上、別に定める。

- 一 教育課程の編成に関する事項
- 二 教育組織の編成に関する事項
- 三 入学者の選抜及び学位の授与に関する事項
- 四 学生の在籍の管理及び安全に関する事項
- 五 学生の奨学及び厚生補導に関する事項
- 六 教育研究活動等の状況の評価に関する事項
- 七 その他国際連携専攻に関する事項

#### 附 則

1 この通則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成15年度以前に入学した者については、この規程の施行前の名古屋大学大学院通則を適用する。

2 第48条第1号の規定は、平成16年度入学試験から適用する。

3 文学研究科、理学研究科、工学研究科、人間情報学研究科、多元数理科学研究科及び情報科学研究科の後期課程に係る収容定員は、平成16年度においては、別表にかかわらず、次のとおりとする。

文学研究科後期課程 収容定員 86名

理学研究科後期課程 収容定員 217名

工学研究科後期課程 収容定員 509名

人間情報学研究科後期課程 収容定員 39名

多元数理科学研究科後期課程 収容定員 95名

情報科学研究科後期課程 収容定員 96名

4 法学研究科の前期課程に係る収容定員は、別表にかかわらず、次のとおりとする。

法学研究科前期課程 平成16年度 収容定員 95名

5 法学研究科及び医学系研究科の後期課程に係る収容定員は、別表にかかわらず、次のとおりとする。

法学研究科後期課程 平成16年度 収容定員 79名 平成17年度 収容定員 65名

医学系研究科後期課程 平成16年度 収容定員 17名 平成17年度 収容定員 34名

6 法科大学院の専門職学位課程に係る収容定員は、別表にかかわらず、次のとおりとする。

法科大学院専門職学位課程 平成16年度 収容定員 80名 平成17年度 収容定員 160名

附 則(平成17年2月21日通則第4号)

この通則は、平成17年2月21日から施行し、改正後の第51条及び第55条の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成17年4月25日通則第2号)

この通則は、平成17年4月25日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成17年10月24日通則第4号)

この通則は、平成17年10月24日から施行する。

附 則(平成18年2月27日通則第6号)

この通則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月13日通則第8号)

1 この通則は、平成18年4月1日から施行する。

2 工学研究科の前期課程に係る収容定員は、平成18年度においては、改正後の別表の規定にかかわらず、945人とする。

3 工学研究科の後期課程に係る収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成18年度 479人 平成19年度 457人

附 則(平成19年2月26日通則第2号)

1 この通則は、平成19年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、改正後の第33条の2第1項の規定は、平成18年5月24日から適用する。ただし、法科大学院に平成17年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成19年12月25日通則第1号)

この通則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則(平成20年3月10日通則第3号)

- 1 この通則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 教育発達科学研究科の後期課程に係る収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。  
平成 20 年度 85 人 平成 21 年度 89 人  
附 則(平成 21 年 3 月 23 日通則第 2 号)

- 1 この通則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 情報科学研究科の前期課程に係る収容定員は、平成 21 年度においては、改正後の別表の規定にかかわらず、232 人とする。
- 3 情報科学研究科の後期課程に係る収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。  
平成 21 年度 131 人 平成 22 年度 118 人  
附 則(平成 22 年 3 月 2 日通則第 3 号)

- 1 この通則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 法科大学院の専門職学位課程に係る収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。  
平成 22 年度 230 人 平成 23 年度 220 人
- 3 理学研究科及び生命農学研究科の前期課程に係る収容定員は、平成 22 年度においては、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。  
理学研究科 329 人  
生命農学研究科 266 人
- 4 生命農学研究科の後期課程に係る収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。  
平成 22 年度 159 人 平成 23 年度 147 人  
附 則(平成 23 年 3 月 1 日通則第 2 号)

- 1 この通則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 33 条の 2 の規定は、法科大学院に平成 23 年度に入学した者から適用し、平成 22 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。  
附 則(平成 23 年 7 月 19 日通則第 1 号)

この通則は、平成 23 年 7 月 19 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。  
附 則(平成 24 年 3 月 21 日通則第 3 号)

- 1 この通則は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 理学研究科，工学研究科及び生命農学研究科の前期課程並びに創薬科学研究科の課程に係る収容定員は，平成 24 年度においては，改正後の別表の規定にかかわらず，次のとおりとする。

理学研究科 346 人  
 工学研究科 995 人  
 生命農学研究科 284 人  
 創薬科学研究科 27 人

附 則(平成 24 年 10 月 16 日通則第 2 号)

この通則は，平成 24 年 10 月 16 日から施行し，平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日通則第 3 号)

この通則は，平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 4 日通則第 1 号)

- 1 この通則は，平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 理学研究科，工学研究科，生命農学研究科及び創薬科学研究科の後期課程に係る収容定員は，平成 26 年度及び第 27 年度においては，改正後の別表の規定にかかわらず，次のとおりとする。

研究科	平成 26 年度	平成 27 年度
理学研究科	218 人	217 人
工学研究科	433 人	431 人
生命農学研究科	132 人	129 人
創薬科学研究科	10 人	20 人

附 則(平成 年 月 日通則第 号)

この通則は，平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

別表(第 4 条関係)

研究科	入学定員		収容定員	
	前期課程 (修士課程)	後期課程	前期課程 (修士課程)	後期課程



文学研究科	60	30	120	90
教育発達科学研究科	54	31	108	93
法学研究科	35	17	70	51
	<70>		<210>	
経済学研究科	44	22	88	66
理学研究科	171	72	342	216
医学系研究科	48	17	96	51
	(10)20	161<4>	50	644<16>
工学研究科	495	143	990	429
生命農学研究科	139	42	278	126
国際開発研究科	64	32	128	96
多元数理科学研究科	47	30	94	90
国際言語文化研究科	48	24	96	72
環境学研究科	137	64	274	192
情報科学研究科	126	35	252	105
創薬科学研究科	27	10	54	30

備考 医学系研究科の入学定員及び収容定員の前期課程欄中の下段は、修士課程を、後期課程欄中の下段は、医学博士課程を示す。また、医学系研究科欄の( )内は、修業年限1年のコースの定員を外数で、< >内は、国際連携専攻の定員を内数で、法学研究科欄の下段の< >内は、法科大学院専門職学位課程の定員を示す。

名古屋大学教育研究組織規程（案）

（平成 16 年 4 月 1 日規程第 1 号）

（趣旨）

第 1 条 名古屋大学(以下「本学」という。)の教育研究組織に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。

（学部及び学科）

第 2 条 本学に置く学部及びその学部に置く学科は、別表第 1 のとおりとする。

- 2 学部に学部長を置き、本学の専任教授をもって充てる。
- 3 学部長を補佐するため、副学部長を置くことができる。
- 4 学科に、学科長を置く。

（研究科及び専攻）

第 3 条 本学の大学院に置く研究科及びその研究科に置く専攻は、別表第 2 のとおりとする。

- 2 研究科に研究科長を置き、本学の専任教授をもって充てる。
- 3 研究科長を補佐するため、副研究科長を置くことができる。
- 4 専攻に、専攻長を置く。
- 5 各研究科は、別表第 3 のとおり学部の教育の実施に協力するものとする。

（教養教育院）

第 4 条 本学に、全学教育を実施する組織として、教養教育院を置く。

- 2 教養教育院に院長を置き、本学の理事又は専任教授をもって充てる。
- 3 院長を補佐するため、副院長を置くことができる。
- 4 教養教育院に教養教育推進室を置き、室長は院長をもって充てる。

（アジアサテライトキャンパス学院）

第 4 条の 2 本学に、「アジア諸国の国家中枢人材養成プログラム」の実施を統括するとともに、名古屋大学の教育研究活動に貢献する組織として、アジアサテライトキャンパス学院を置く。

- 2 アジアサテライトキャンパス学院に学院長を置き、総長が指名した者をもって充てる。

（高等研究院）

第 5 条 本学に、研究に専念する組織として、高等研究院を置く。

- 2 高等研究院に院長を置き、本学の理事又は専任教授をもって充てる。
- 3 院長を補佐するため、副院長を置くことができる。

第 5 条の 2 本学に、高等研究院に関連する、研究に専念する組織として、トランスフォーマティブ生命分子研究所（以下「研究所」という。）を置く。

- 2 研究所に所長を置き、名古屋大学の部局の長の選考に関する基準（平成 16 年度基準第 4 号）第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、本学の大学教員をもって充てる。
- 3 所長を補佐するため、副所長を置くことができる。

(附置研究所)

第6条 本学に、附置研究所として環境医学研究所、太陽地球環境研究所及びエコトピア科学研究所を置く。

2 前項の附置研究所のうち太陽地球環境研究所は、共同利用・共同研究拠点に供するものとする。

3 附置研究所に所長を置き、本学の専任教授をもって充てる。

4 所長を補佐するため、副所長を置くことができる。

(附属図書館)

第7条 本学に、附属図書館を置く。

2 前項の附属図書館に館長を置き、本学の専任教授をもって充てる。

3 附属図書館に医学部分館を置き、分館長は本学の専任教授をもって充てる。

4 附属図書館に研究開発室を置き、室長は館長をもって充てる。

(医学部附属病院)

第8条 医学部に、附属病院を置く。

2 附属病院に、病院長を置く。

3 病院長を補佐するため、副病院長を置く。

(附属施設等)

第9条 教育学部に、附属の中学校及び高等学校(以下「附属学校」という。)を置く。

2 附属学校に校長を置き、教育学部の教授をもって充てる。

3 本学の研究科及び附置研究所に、別表第4のとおり附属の教育施設又は研究施設を置く。

4 前項の研究科及び附置研究所に附属の教育施設又は研究施設のうち理学研究科附属臨海実験所は、教育関係共同利用拠点に供するものとする。

5 第3項の施設に施設の長を置き、当該研究科又は附置研究所の大学教員をもって充てる。

(学内共同教育研究施設等)

第10条 本学に、本学の教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設として、次の施設を置く。

- 一 アイソトープ総合センター
- 二 遺伝子実験施設
- 三 物質科学国際研究センター
- 四 高等教育研究センター
- 五 農学国際教育協力研究センター
- 六 年代測定総合研究センター
- 七 博物館
- 八 心の発達支援研究実践センター

- 九 法政国際教育協力研究センター
- 十 生物機能開発利用研究センター
- 十一 シンクロトロン光研究センター
- 十二 基礎理論研究センター
- 十三 現象解析研究センター
- 十四 グリーンモビリティ連携研究センター
- 十五 減災連携研究センター
- 十六 細胞生理学研究センター
- 十七 脳とこころの研究センター
- 十八 ナショナルコンポジットセンター

2 前項の学内共同教育研究施設のうち高等教育研究センターは、教育関係共同利用拠点に供するものとする。

3 本学に、教育研究又は管理運営を全学共通に支援する施設として、学生相談総合センターを置く。

4 第1項及び前項の施設に、施設の長を置き、本学の専任教授（グリーンモビリティ連携研究センター及び学生相談総合センターにあつては、名古屋大学の部局の長に関する規程（平成26年度規程第 号）第4条第2項の規定にかかわらず、本学の理事又は副総長若しくは副理事若しくは専任教授）をもって充てる。

（共同利用・共同研究拠点）

第11条 本学に、地球水循環に関する研究を行う共同利用・共同研究拠点として、地球水循環研究センターを置く。

2 前項のセンターにセンター長を置き、本学の専任教授をもって充てる。

第12条 本学に、研究、教育等に係る情報化の基盤となる設備等の整備及び提供その他必要な専門的業務を行う共同利用・共同研究拠点として、情報基盤センターを置く。

2 前項のセンターにセンター長を置き、本学の専任教授をもって充てる。

（総合保健体育科学センター）

第13条 本学に、保健及び体育に関する教育研究並びに保健管理及び体育指導に関する専門的業務を行う施設として、総合保健体育科学センターを置く。

2 前項のセンターにセンター長を置き、本学の専任教授をもって充てる。

（未来社会創造機構）

第14条 本学に、未来社会の創造につながるイノベーション創出を担う機構として、未来社会創造機構を置く。

2 前項の機構に機構長を置き、総長が指名した者をもって充てる。

3 第1項の機構に人とモビリティ社会の研究開発センター、社会イノベーションデザイン学センター及び研究支援室を置く。

（素粒子宇宙起源研究機構）

第 15 条 本学に、素粒子の起源を明らかにし、現代物理学の最先端を担う機構として、素粒子宇宙起源研究機構を置く。

2 前項の機構は、基礎理論研究センター及び現象解析研究センターをもって構成する。

3 第 1 項の機構に機構長を置き、総長が指名した者をもって充てる。

(雑則)

第 16 条 第 2 条から前条までに規定する教育研究組織に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 大学院人間情報学研究科は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 15 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成 16 年 4 月 26 日規程第 258 号)

この規程は、平成 16 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 9 月 27 日規程第 294 号)

この規程は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 2 月 21 日規程第 315 号)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 22 日規程第 383 号)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 7 月 25 日規程第 17 号)

この規程は、平成 17 年 7 月 25 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 22 日規程第 103 号)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 7 月 10 日規程第 16 号)

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 1 月 16 日規程第 57 号)

この規程は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 28 日規程第 107 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 6 月 18 日規程第 23 号)

この規程は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規程第 117 号)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 9 月 8 日規程第 18 号)

この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 2 月 2 日規程第 35 号)

この規程は、平成 21 年 2 月 2 日から施行し、平成 21 年 2 月 1 日から適用する。

附 則(平成 21 年 3 月 30 日規程第 92 号)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 9 月 18 日規程第 18 号)

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 16 日規程第 74 号)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 30 日規程第 90 号)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 6 月 29 日規程第 18 号)

この規程は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 12 月 7 日規程第 50 号)

この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 29 日規程第 105 号)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 19 日規程第 77 号)

1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 医学系研究科分子総合医学専攻，細胞情報医学専攻，機能構築医学専攻及び健康社会医学専攻は，第3条第1項の規定にかかわらず，平成25年3月31日にこれらの専攻に在学する者がこれらの専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附 則(平成25年8月8日規程第25号)

この規程は，平成25年8月8日から施行し，平成25年8月2日から適用する。

附 則(平成25年9月17日規程第42号)

この規程は，平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成25年11月27日規程第59号)

この規程は，平成25年12月1日から施行する。

附 則(平成25年12月27日規程第67号)

この規程は，平成26年1月1日から施行する。

附 則(平成26年3月18日規程第99号)

この規程は，平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年7月30日規程第17号)

この規程は，平成26年8月1日から施行する。

附 則(平成 年 月 日規程第 号)

この規程は，平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成 年 月 日規程第 号)

この規程は，平成27年10月1日から施行する。

別表第1(第2条第1項関係)

学部	学科
文学部	人文学科
教育学部	人間発達科学科
法学部	法律・政治学科
経済学部	経済学科，経営学科
情報文化学部	自然情報学科，社会システム情報学科
理学部	数理学科，物理学科，化学科，生命理学科，地球惑星科学科
医学部	医学科，保健学科

工学部	化学・生物工学科，物理工学科，電気電子・情報工学科，機械・航空工学科，環境土木・建築学科
農学部	生物環境科学科，資源生物科学科，応用生命科学科

別表第2(第3条第1項関係)

研究科	専攻
文学研究科	人文学専攻
教育発達科学研究科	教育科学専攻，心理発達科学専攻
法学研究科	総合法政専攻，実務法曹養成専攻
経済学研究科	社会経済システム専攻，産業経営システム専攻
理学研究科	素粒子宇宙物理学専攻，物質物理学専攻，生命理学専攻
医学系研究科	医科学専攻，総合医学専攻，名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻，看護学専攻，医療技術学専攻，リハビリテーション療法学専攻
工学研究科	化学・生物工学専攻，マテリアル理工学専攻，電子情報システム専攻，機械理工学専攻，航空宇宙工学専攻，社会基盤工学専攻，結晶材料工学専攻，エネルギー理工学専攻，量子工学専攻，マイクロ・ナノシステム工学専攻，物質制御工学専攻，計算理工学専攻
生命農学研究科	生物圏資源学専攻，生物機構・機能科学専攻，応用分子生命科学専攻，生命技術科学専攻
国際開発研究科	国際開発専攻，国際協力専攻，国際コミュニケーション専攻
多元数理科学研究科	多元数理科学専攻
国際言語文化研究科	日本語文化専攻，国際多元文化専攻
環境学研究科	地球環境科学専攻，都市環境学専攻，社会環境学専攻
情報科学研究科	計算機数理科学専攻，情報システム学専攻，メディア科学専攻，複雑系科学専攻，社会システム情報学専攻
創薬科学研究科	基盤創薬学専攻

別表第3(第3条第5項関係)



学部	協力研究科
文学部	文学研究科，環境学研究科
教育学部	教育発達科学研究科
法学部	法学研究科
経済学部	経済学研究科
情報文化学部	環境学研究科，情報科学研究科
理学部	理学研究科，多元数理科学研究科，環境学研究科，情報科学研究科，創薬科学研究科
医学部	医学系研究科
工学部	工学研究科，多元数理科学研究科，環境学研究科，情報科学研究科，創薬科学研究科
農学部	生命農学研究科，創薬科学研究科

別表第4(第9条第3項関係)

研究科及び附置研究所	附属の教育施設及び研究施設
文学研究科	「アジアの中の日本文化」研究センター，人類文化遺産テキスト学研究センター
法学研究科	法情報研究センター
経済学研究科	国際経済政策研究センター
理学研究科	臨海実験所，南半球宇宙観測研究センター，構造生物学研究センター，タウ・レプトン物理研究センター
医学系研究科	医学教育研究支援センター，神経疾患・腫瘍分子医学研究センター
工学研究科	プラズマナノ工学研究センター，材料バックキャストテクノロジー研究センター，計算科学連携教育研究センター，マイクロ・ナノメカトロニクス研究センター
生命農学研究科	フィールド科学教育研究センター，鳥類バイオサイエンス研究センター
国際言語文化研究科	グローバルメディア研究センター
環境学研究科	地震火山研究センター，持続的共発展教育研究センター
情報科学研究科	組込みシステム研究センター
環境医学研究所	次世代創薬研究センター
太陽地球環境研究所	ジオスペース研究センター
エコトピア科学研究所	高度計測技術実践センター

○名古屋大学学位規程（案）

（平成 16 年 4 月 1 日規程第 104 号）

改正 平成 16 年 7 月 20 日規程第 285 号 平成 18 年 1 月 23 日規程第 49 号  
平成 18 年 2 月 27 日通則第 6 号 平成 20 年 3 月 24 日規程第 109 号  
平成 24 年 3 月 21 日規程第 91 号 平成 24 年 10 月 16 日規程第 39 号  
平成 25 年 9 月 17 日規程第 39 号 平成 26 年 3 月 4 日規程第 92 号

（学位の種類）

第 1 条 名古屋大学（以下「本学」という。）において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職とする。

（学位の専攻分野等の名称）

第 2 条 名古屋大学通則(平成 16 年度通則第 1 号)第 32 条第 1 項の規定により卒業を認定された者に学士の学位を授与し、その学位記には、学部又は学科の区分に従い、次の専攻分野の名称を付記するものとする。

学部	学科名	学士
文学部		文学
教育学部		教育学
法学部		法学
経済学部		経済学
情報文化学部		情報文化学
理学部		理学
医学部	医学科	医学
	保健学科	看護学 保健学 リハビリテーション学
工学部		工学
農学部		農学

2 名古屋大学大学院通則(平成 16 年度通則第 2 号。以下「大学院通則」という。)第 34 条第 1 項の定めるところにより本学大学院の課程を修了した者に修士、博士又は専門職の学位を授与し、その学位記には、研究科の区分に従い、次の専攻分野の名称を付記するものとする。

研究科名	修士	博士	専門職
文学研究科	文学 歴史学	文学 歴史学	
教育発達科学研究科	教育学 教育 心理学 臨床心理学	教育学 教育 心理学	
法学研究科	法学 比較法学 現代法学	法学 比較法学 現代法学	法務博士（専門職）

経済学研究科	経済学	経済学
	経営管理学	
理学研究科	理学	理学
医学系研究科	医科学	医学
	医療行政学	
	看護学	看護学
	医療技術学	医療技術学
	リハビリテーション療法学	リハビリテーション療法学
工学研究科	工学	工学
生命農学研究科	農学	農学
国際開発研究科	学術	学術
	国際開発学	国際開発学
多元数理科学研究科	数理学	数理学
国際言語文化研究科	文学	文学
	学術	学術
環境学研究科	環境学	環境学
	心理学	心理学
	社会学	社会学
	地理学	地理学
	法学	法学
	経済学	経済学
	理学	理学
	工学	工学
	建築学	建築学
情報科学研究科	情報科学	情報科学
	工学	工学
	学術	学術
創薬科学研究科	創薬科学	創薬科学

3 前2項に規定する専攻分野の名称の英文表記については、別に定める。

(学位授与の要件)

第3条 前条第2項に定めるもののほか、本学大学院研究科に論文を提出して、博士論文の審査及び試験に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも博士の学位を授与することができる。

(課程による者の論文等の提出)

第4条 本学大学院の課程による論文（前期課程及び医学系研究科の修士課程にあつては特定の課題についての研究の成果を含む。）は、各研究科で定める授業科目を履修し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該研究科長に提出するものとする。

(課程によらない者の学位授与の申請)

第5条 第3条により学位を得ようとする者は、論文に履歴書及び学位審査手数料を添え、学位の

種類を指定した願書を当該研究科教授会又は当該研究科教授会が学位審査を委任している委員会等(以下「研究科教授会等」という。)の承認を得て、総長に提出するものとする。

#### (論文等)

第6条 主論文は1編とし、博士論文にあつてはその要旨を添付して提出するものとする。この場合、必要により、参考論文を添付することができる。

2 特定の課題についての研究の成果は、各研究科で定めるところにより提出するものとする。

第7条 提出した論文(前期課程及び医学系研究科の修士課程にあつては特定の課題についての研究の成果を含む。)及び納入した審査手数料は、返納しない。

#### (学位審査委員会)

第8条 博士論文を受理したときは、研究科教授会等は、指導教員を含む2名以上の教授を選出し、学位審査委員会を組織する。ただし、国際連携専攻における博士論文を受理したときは、当該国際連携専攻を設ける研究科と連携して教育研究を実施する外国の大学院(以下「連携外国大学院」という。)と協議の上、指導教授を含む2名以上の教授を選出し、連携外国大学院の教授その他の者を加えて、連携外国大学院と合同の学位審査委員会を組織する。

2 修士論文若しくは特定の課題についての研究の成果を受理したとき、又は第11条に規定する博士論文研究基礎力審査を行うときは、研究科教授会等は、指導教員1名並びに当該教員以外の教授、准教授及び講師のうちから1名以上の委員を選出し、合計2名以上で学位審査委員会を組織する。ただし、当該委員会の委員には少なくとも教授を1名含まなければならない。

3 前2項の場合において、必要あるときは、本学の他の研究科若しくは研究所、他の大学院若しくは研究所等又は外国の大学院若しくは研究所等の教授その他の者を学位審査委員会に委員として加えることができる。

4 学位審査委員会は、論文及び特定の課題についての研究の成果の審査並びに試験並びに第11条に規定する博士論文研究基礎力審査に関する事項を担当する。

#### (審査期間)

第9条 博士論文は、受理した後、1年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の事情があるときは、研究科教授会等の議決を経て、審査期間を延長することができる。

2 修士論文又は特定の課題についての研究の成果は、在学中に提出させ、審査を終了するものとする。

3 第11条に規定する博士論文研究基礎力審査は、在学中に行い、審査を終了するものとする。

#### (試験及び学力審査)

第10条 試験は、論文(前期課程及び医学系研究科の修士課程にあつては特定の課題についての研究の成果を含む。)の審査終了後に、筆記又は口頭で行う。

2 博士の試験は、論文の内容及びこれに関連ある専門分野の学識及び研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力について、修士の試験は、論文又は特定の課題についての研究の成果の内容を中心として学識及び研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力について、審査するものとする。

3 第3条による論文提出者に対しては、前項のほか、更に専攻学術に関し、大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有するか否かについて、審査するものとする。

第11条 大学院通則第31条の2に規定する博士論文研究基礎力審査は、前期課程又は医学系研究

科の修士課程において修得し、又は涵養すべき専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養について筆記等による試験を行うとともに、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力について研究報告の提出及び口頭試問等による審査を行うものとする。

#### (審査結果の報告及び学位授与の議決)

第 12 条 学位審査委員会は、審査の結果を研究科教授会等に報告する。ただし、博士の学位試験については、その要旨を書面で報告しなければならない。

2 研究科教授会等は、前項の報告に基づいて合否を審議決定する。

3 学位審査の研究科教授会等における議決の方法は、各研究科が定める。ただし、その開会定足数は、当該研究科教授会委員全員(海外旅行中又は休職中の者を除く。)の 3 分の 2 以上であることを要し、合格の決定は、無記名投票により、出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

#### (合格者の報告)

第 13 条 研究科長は、学位試験に合格した者を合格決定の日から 20 日以内に、総長に報告しなければならない。この場合、博士の学位試験に合格した者については、論文の要旨、論文審査及び試験の結果の要旨並びに履歴書各 1 通を提出するものとする。

#### (学位の授与及び学位記の様式)

第 14 条 学部の定める卒業の資格を認定された者には、当該学部長の報告に基づき、又は学位試験に合格した者には、当該研究科長の報告に基づき、総長は、所定の学位を授与する。

2 学位記は、別記様式 1-1 から別記様式 6-2 までに定めるとおりとする。ただし、別記様式 3-3 (課程修了によるもの(国際連携専攻))における和文に併記する英文等及び大学名、大学印等については、連携外国大学院との協議により記載することとする。

#### (論文要旨等の公表)

第 15 条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から 3 月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

#### (学位論文の公表)

第 16 条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した研究科の承認を受け、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該研究科は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前 2 項の規定による公表は、当該博士の学位を授与した研究科の協力を得て、附属図書館が実施する名古屋大学学術機関リポジトリを活用し、インターネットの利用により行うものとする。

4 学位授与後に公表する場合は、名古屋大学審査学位論文と明記することを要する。

(学位授与の取消し)

第17条 修士、博士又は専門職の学位を授与された者で、次の各号のいずれかに該当するときは、教育研究評議会の議を経て、授与した学位を取り消すものとする。

- 一 不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき。
- 二 修士、博士又は専門職の学位を授与された者に、その名誉を汚辱する行為があったとき。

(学位審査手数料)

第18条 第5条の学位審査手数料の額は、名古屋大学授業料等の料金に関する規程(平成16年度規程第87号)に規定する額とする。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、論文の審査及び試験に関し必要な事項は、各研究科において定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年7月20日規程第285号)

- 1 この規程は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 法学研究科の専攻分野の名称は、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、平成16年4月以前に入学し、当該専攻分野に係る課程を履修している者については、なお従前の例による。

附 則(平成18年1月23日規程第49号)

- 1 この規程は、平成18年3月27日から施行する。ただし、改正後の第2条第2項の規定は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 国際開発研究科の専攻分野の名称は、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、平成17年度以前に入学し、当該専攻分野に係る課程を履修しているものについては、なお従前の例による。

附 則(平成18年2月27日通則第6号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月24日規程第109号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月21日規程第91号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年10月16日規程第39号)

この規程は、平成24年10月16日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成25年9月17日規程第39号)

- 1 この規程は、平成25年9月17日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第15条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を

授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

- 3 第1項の規定にかかわらず、改正後の第16条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月4日規程第92号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成 年 月 日規程第 号)

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

#### 参考

名古屋大学授業料等の料金に関する規程に定める額  
学位審査手数料 57,000 円

別記様式 1-1

[別紙参照]

別記様式 1-2 (英文)

[別紙参照]

別記様式 2-1 (修士論文の審査によるもの)

[別紙参照]

別記様式 2-2 (修士論文の審査によるもの (英文))

[別紙参照]

別記様式 3-1 (課程修了によるもの)

[別紙参照]

別記様式 3-2 (課程修了によるもの (リーディングプログラム))

[別紙参照]

別記様式 3-3 (課程修了によるもの (国際連携専攻))

[別紙参照]

別記様式 3-4 (課程修了によるもの (英文))

[別紙参照]

別記様式 3-5 (課程修了によるもの (リーディングプログラム) (英文))

[別紙参照]

別記様式 4-1 (研究成果の審査及び博士論文研究基礎力審査によるもの)  
[別紙参照]

別記様式 4-2 (研究成果の審査及び博士論文研究基礎力審査によるもの (英文))  
[別紙参照]

別記様式 5-1 (法科大学院専門職学位課程修了によるもの)  
[別紙参照]

別記様式 5-2 (法科大学院専門職学位課程修了によるもの (英文))  
[別紙参照]

別記様式 6-1 (論文提出によるもの)  
[別紙参照]

別記様式 6-2 (論文提出によるもの (英文))  
[別紙参照]



別記様式 1-1

○第XXXX号

# 学位記



大学印

氏名

〇〇年〇〇月〇〇日生

本学 〇〇 学部 〇〇〇 学科所定の課程を修めて  
本学を卒業したことを認め学士（〇〇学）の学位を授与  
する

平成〇〇年〇月〇〇日

名古屋大学〇〇学部長 ○ ○ ○ ○



学部長印

名古屋大学総長 ○ ○ ○ ○



総長印

別記様式 1-2 (英文)

# NAGOYA UNIVERSITY



Hereby Confers upon

Name

Date of Birth:

the Degree of  
Bachelor of 〇〇〇〇〇

in Recognition of the Fulfillment of the Requirements  
for a Major in the ○ ○ ○ ○ ○ ○  
at the School of ○○,  
Nagoya University.

Date

Name  
Dean of the School of ○○



Name  
President



This is an authorized translation of the original Japanese-language diploma

別記様式 2-1 (修士論文の審査によるもの)

○第XXXX号

# 学位記



氏名

〇〇年〇〇月〇〇日生

本学大学院 〇〇 学研究科 〇〇〇 専攻において  
所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格  
したので修士 (〇〇) の学位を授与する

平成〇〇年〇月〇〇日

名古屋大学



別記様式 2-2 (修士論文の審査によるもの (英文))

# NAGOYA UNIVERSITY

Hereby Confers upon

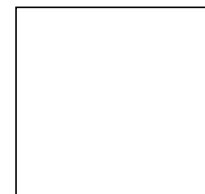
Name  
Date of Birth:

the Degree of  
Master of 〇〇〇〇〇

in Recognition of the Fulfillment of the Requirements  
and Successful Completion of a Master's Thesis  
for a Major in the 〇 〇 〇 〇 〇 〇  
at the Graduate School of 〇〇.

Date

NAGOYA UNIVERSITY



This is an authorized translation of the original Japanese-language diploma

別記様式 3-1 (課程修了によるもの)

○第XXXX号

## 学位記



氏名

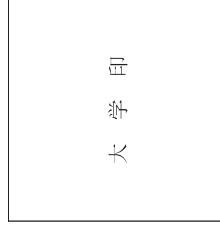
〇〇年〇〇月〇〇日生

本学大学院 〇〇 学研究科 〇〇〇 専攻において

所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格

したので博士(〇〇)の学位を授与する

平成〇〇年〇月〇〇日



名古屋大学

別記様式 3-2 (課程修了によるもの(リーディングプログラム))

○第XXXX号

## 学位記

氏名

〇〇年〇〇月〇〇日生

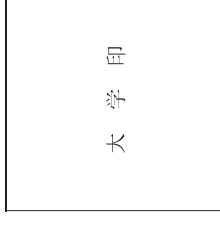
本学大学院 〇〇 学研究科 〇〇〇 専攻において

所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格

したので博士(〇〇)の学位を授与する

( プログラム名 修了 )

平成〇〇年〇月〇〇日



名古屋大学

別記様式 3-3 (課程修了によるもの (国際連携専攻))

○第XXXX号

## 学位記

氏名

○○年○○月○○日生

名古屋大学及び ○○ 大学の間で X年X月X日に締結された協定に基づき名古屋大学・○○ 大学国際連携 ○○ 専攻において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士 (○○) の学位を授与する

平成○○年○○月○○日

○○ 大学

大学印  
又は  
学長サイン

名古屋大学

大学印  
又は  
総長サイン

別記様式 3-4 (課程修了によるもの (英文))

## NAGOYA UNIVERSITY

Hereby Confers upon

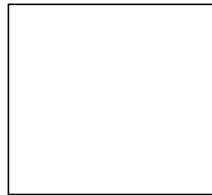
Name  
Date of Birth:

the Degree of  
Doctor of ○○○○

in Recognition of the Fulfillment of the Requirements  
and Successful Completion of a Doctoral Dissertation  
for a Major in the ○ ○ ○ ○ ○ ○  
at the Graduate School of ○○.

Date

NAGOYA UNIVERSITY



This is an authorized translation of the original Japanese-language diploma

別記様式 3-5 (課程修了によるもの (リーディングプログラム) (英文))

## NAGOYA UNIVERSITY

Hereby Confers upon

Name  
Date of Birth:

the Degree of  
Doctor of ○○○○

in Recognition of the Fulfillment of the Requirements  
and Successful Completion of a Doctoral Dissertation  
for a Major in the ○ ○ ○ ○ ○ ○  
at the Graduate School of ○○,  
and in Addition Recognizes the Completion of

プログラム名

Date

NAGOYA UNIVERSITY



This is an authorized translation of the original Japanese-language diploma.

別記様式 4-1 (研究成果の審査及び博士論文研究基礎力審査によるもの)

○第XXXX号

## 学位記



大学印

氏名

〇〇年〇〇月〇〇日生

本学大学院 〇〇 学研究科 〇〇〇 専攻の修士課程  
を修了したので修士 (〇〇) の学位を授与する

平成〇〇年〇月〇〇日

名古屋大学



大学印

別記様式 4-2 (研究成果の審査及び博士論文研究基礎力審査によるもの (英文))

## NAGOYA UNIVERSITY

Hereby Confers upon

Name

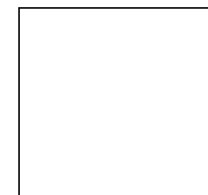
Date of Birth:

the Degree of  
Master of 〇〇〇〇

in Recognition of the Fulfillment of the Requirements  
for a Major in the 〇 〇 〇 〇 〇 〇  
at the Graduate School of 〇〇.

Date

NAGOYA UNIVERSITY



This is an authorized translation of the original Japanese-language diploma

別記様式 5-1 (法科大学院専門職学位課程修了によるもの)

○第XXXX号

## 学位記



氏名

〇〇年〇〇月〇〇日生

本学大学院法学研究科実務法曹養成専攻の専門職学位  
課程を修了したので法務博士（専門職）の学位を授与  
する

平成〇〇年〇月〇〇日

名古屋大学



別記様式 5-2 (法科大学院専門職学位課程修了によるもの (英文))

## NAGOYA UNIVERSITY

Hereby Confers upon

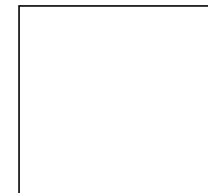
Name  
Date of Birth:

the Degree of  
Juris Doctor (Professional)

in Recognition of the Fulfillment of the Requirements  
for the Legal Practice Program  
in the Law School.

Date

NAGOYA UNIVERSITY



This is an authorized translation of the original Japanese-language diploma

別記様式 6-1 (論文提出によるもの)

○第XXXX号

## 学位記



大学印

氏名

〇〇年〇〇月〇〇日生

本学大学院に論文を提出し 〇〇 学研究科において  
所定の審査及び試験に合格したので博士 (〇〇) の学位  
を授与する

平成〇〇年〇月〇〇日

名古屋大学



大学印

別記様式 6-2 (論文提出によるもの (英文))

## NAGOYA UNIVERSITY

Hereby Confers upon

Name

Date of Birth:

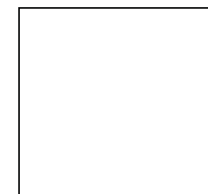
the Degree of

Doctor of 〇〇〇〇

in Recognition of the Acceptance of a Doctoral Dissertation  
at the Graduate School of 〇〇.

Date

NAGOYA UNIVERSITY



This is an authorized translation of the original Japanese-language diploma



## 名古屋大学大学院医学系研究科規程

### (趣旨)

- 第1条 名古屋大学大学院医学系研究科(以下「研究科」という。)における目的,教育課程,授業,研究指導,成績評価等(以下「研究科の教育」という。)については,名古屋大学大学院通則(平成16年度通則第2号)及び名古屋大学大学院共通外国語科目規程(平成22年度規程第47号。以下「共通外国語科目規程」という。)に定めるもののほか,この規程の定めるところによる。
- 2 この規程に定めるもののほか,研究科の教育に関し必要な事項は,研究科委員会の議を経て,研究科長が定める。

### (目的)

- 第2条 研究科は,医学及び保健学における学術の理論及び応用を教授研究し,その深奥を究め,高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことにより,文化の進展に寄与するとともに,医学及び保健学における学術の研究者,高度の専門技術者及び教授者を養成することを目的とする。

### (修士課程の授業科目,単位数等)

- 第3条 修士課程の授業科目及びその単位数は,別表第1のとおりとする。
- 2 修士課程医科学専攻(次項の生物系プログラム及び第4項の医療行政コースを除く。)における授業科目の履修方法は,必修科目30単位を修得しなければならない。
- 3 修士課程医科学専攻に国際プログラム群に係る生物系プログラムを置き,そのプログラムの授業科目の履修方法は,必修科目26単位並びに選択必修科目において「基盤医学特論」及び「医学基礎実習」の科目のうちからそれぞれ2単位以上,合計30単位以上を修得しなければならない。
- 4 修士課程医科学専攻に医療行政コースを置き,そのコースの授業科目の履修方法は,必修科目30単位を修得しなければならない。
- 5 各授業科目の単位数の計算の基準は,研究科委員会の議を経て,研究科長が定める。

### (博士課程の授業科目,単位数等)

- 第4条 博士課程(医学を履修する博士課程(以下「医学博士課程」という。)を除く。)の授業科目及びその単位数は,別表第2のとおりとする。
- 2 博士課程前期課程の次の各号に掲げる専攻における授業科目の履修方法は,当該各号の定めるところによる。

- 一 看護学専攻 共通科目から6単位以上及び専門科目から24単位以上,合計30単位以上を履修しなければならない。ただし,専門科目については,指導教員が指定する特論,セミナー及び課題実習をそれぞれ1科目2単位並びに特別研究を1科目10単位,合計16単位を履修しなければならない。
- 二 医療技術学専攻 共通科目から6単位以上,専門科目から20単位以上及び共通科目又は専門科目から4単位以上,合計30単位以上を履修しなければならない。ただし,専門科目については,指導教員が指定する特論及び実習をそれぞれ1科目2単位並びに特別研究を1科目10単位,合計14単位を履修しなければならない。
- 三 リハビリテーション療法学専攻 共通科目から6単位以上,専門科目から20単位以上及び共通科目又は専門科目から4単位以上,合計30単位以上を履修しなければならない。ただし,専門科目については,指導教員が指定する特論を4科目4単位,セミナーを2科目4単位,研究実践セミナーを1科目2単位及び特別研究を1科目10単位,合計20単位を履修しなければならない。
- 3 博士課程後期課程の看護学専攻,医療技術学専攻及びリハビリテーション療法学専攻における授業科目の履修方法は,指導教員が指定する特講1科目2単位,特講演習1科目2単位及び特別研究1科目4単位,合計8単位以上履修しなければならない。
- 4 各授業科目の単位数の計算の基準は,研究科委員会の議を経て,研究科長が定める。

### (医学博士課程の科目区分,授業科目,単位数等)

- 第5条 医学博士課程の授業科目の科目区分及びその内容は,次表のとおりとする。

#### 総合医学専攻

科目区分	内容
基礎科目	大学院教育の一環としてできるだけ幅広く,かつ,基礎的な知識を身に付けさせるための基礎医学領域科目,臨床医学領域科目及び統合医薬学領域科目の各領域に共通の科目である。

専 門 科 目	主科目	学生が目指す専門分野の研究を推し進め、創造力豊かな研究者又は医療指導者となるための中核的な科目である。 学生の所属する専門分野が開講するセミナー及び実験研究から成る。
	副科目	高度な専門知識と研究創造能力を身に付けさせる科目として位置づけられ、主科目に関連した科目とする。

名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻

科目区分		内容
共通科目		名古屋大学及びオーストラリア連邦アデレード大学（以下「アデレード大学」という。）が共同で開講し、双方の国際的な研究者の共同教育の下で先端医学研究及び先端医療を学ぶ科目である。
専 門 科 目	A 群 科目	名古屋大学が開講する科目であり、学生が目指す専門分野の研究を推し進め、創造力豊かな研究者又は医療指導者となるための中核的な科目である。 学生の所属する専門分野が開講するセミナー及び実験研究から成る。
	B 群 科目	アデレード大学が開講する科目であり、高度な専門知識と研究創造能力を身に付けさせる科目として位置づけられ、A 群に関連したセミナー及び実験研究とする。

- 2 医学博士課程の授業科目及びその単位数は、別表第3のとおりとする。
  - 3 医学博士課程総合医学専攻（次項の医学系プログラム及び第5項の研究者養成コースを除く。）における修得すべき授業科目及びその単位数は、主として研究する専門分野の主科目16単位、基礎科目4単位、副科目10単位以上、合計30単位以上とする。ただし、基礎医学領域科目を主科目とする者は、学生の所属する専門分野以外の専門分野が開講するセミナーを副科目とし、臨床医学領域科目を主科目とする者は、基礎医学領域科目又は統合医薬学領域科目を副科目とし、統合医薬学領域科目を主科目とする者は、基礎医学領域科目又は臨床医学領域科目を副科目とする。
  - 4 医学博士課程総合医学専攻に国際プログラム群に係る医学系プログラムを置き、当該プログラムの授業科目及び履修方法については、第2項及び前項の規定を準用し、その他必要な事項は、研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。
  - 5 医学博士課程総合医学専攻に研究者養成コース（MD・PhDコース）を置き、当該コースの授業科目及び履修方法については、第2項及び第3項の規定を準用し、その他必要な事項は、研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。
  - 6 医学博士課程名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻における修得すべき授業科目及びその単位数は、名古屋大学が開講するA群科目16単位、共通科目2単位、アデレード大学が開講するB群科目12単位以上、合計30単位以上とする。
  - 7 各授業科目の単位数の計算の基準は、研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。  
（指導教員）
- 第6条 入学を許可された者には、専門分野に従って、それぞれ指導教員を定める。
- 2 指導教員は、1名以上とし、必要に応じて、他の研究科の教授を加えることができる。
  - 3 指導教員は、授業科目の履修方法の指導及び研究指導を行うものとする。  
（学修計画）
- 第7条 指導教員は、入学を許可された者の学修計画を定め、学年開始後1月以内に研究科長に提出しなければならない。
- 2 研究科長は、前項の学修計画について、研究科委員会の議を経て承認する。  
（他の研究科等の授業科目の履修）
- 第8条 研究科委員会の議を経て、研究科長が適当と認めるときは、他の研究科、他の学部又は他の専攻の授業科目を履修し、修得した単位は、課程修了に必要な単位として認定することができる。
- 2 研究科委員会の議を経て、研究科長が適当と認めるときは、共通外国語科目規程に定める授業科目を履修し、修得した単位は、課程修了に必要な単位として認定することができる。  
（他の大学院の授業科目の履修）
- 第9条 学生が他の大学院の授業科目を履修し、修得した単位は、10単位を超えない範囲で、課程修了に必要な単位として認定することができる。
- 2 前項の規定により授業科目を履修し、単位を修得しようとするときは、3月前までに研究科長に願出しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、医学博士課程名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻の学生が他の大学院の授業科目を履修し、修得した単位の認定については、研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

(他の大学院等における研究指導)

第10条 学生が他の大学院又は研究所等において研究指導を受けた場合の認定方法は、研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

(留学)

第11条 学生が留学しようとするときは、3月前までに研究科長に願い出なければならない。

2 前2条の規定は、学生が留学する場合に準用する。

(成績評価)

第12条 成績評価は、授業科目の試験(以下「科目試験」という。)及び学位試験とする。

2 科目試験の成績は、A、B、C及びDとし、A、B及びCを合格とする。

3 学位試験は、名古屋大学学位規程(平成16年度規程第104号)の定めるところにより行う。

4 学位論文は、学修計画によって所定の授業科目を履修し、30単位以上(博士課程後期課程にあつては8単位以上)を修得した後、随時提出することができる。

5 科目試験及び学位試験の時期、方法その他必要な事項は、あらかじめ公示する。

(追試験)

第13条 病気その他やむを得ない事由により科目試験を受けなかった者は、その試験に合格することによって学位論文提出の資格を得られる場合に限り、研究科委員会の議を経て、追試験を受けることができる。

(再試験)

第14条 学位試験に不合格となった者は、研究科委員会の議を経て、6月後に再試験を受けることができる。

(転入学者の既修得単位の認定)

第15条 他の大学院から転入学した者の既修得単位の認定については、研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

(転専攻)

第15条の2 学生が総合医学専攻と名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻の間で転専攻を志願しようとするときは、研究科委員会の議を経て、研究科長の許可を得なければならない。

2 前項の学生が既に修得した授業科目の単位の認定及び在学期間の取扱いに関しては、研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

(大学院特別聴講学生の入学)

第16条 大学院特別聴講学生の入学は、研究科委員会において選考の上、研究科長が許可する。

(特別研究学生の入学)

第17条 特別研究学生の入学は、研究科委員会において選考の上、研究科長が許可する。

(大学院研究生の定員)

第18条 大学院研究生の定員は、198名とする。

(大学院研究生の入学)

第19条 大学院研究生の入学資格は、次のとおりとする。

一 大学の医学部又は歯学部を卒業した者

二 修士の学位を有する者

三 外国において学校教育における18年の課程を修了した者

四 研究科委員会において、前各号のいずれかに該当する者と同等以上の学力があると認めた者

2 大学院研究生の入学は、研究科委員会において選考の上、研究科長が許可する。

(大学院研究生の在学期間)

第20条 大学院研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、学年の途中で入学した場合における在学期間は、当該学年末までとする。

2 在学期間が満了しても研究のため、なお引き続き在学しようとする者がいるときは、研究科長の許可を得て在学期間を延長することができる。

3 前項の場合、研究科長は、研究科委員会の議を経て許可する。

## 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成15年度以前に入学した者について

は、この規程の施行前の名古屋大学大学院医学系研究科規程を適用する。

附 則（平成 16 年 7 月 21 日規程第 291 号）

この規程は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。ただし、平成 16 年 9 月 30 日以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年 3 月 2 日規程第 339 号）

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 16 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年 3 月 16 日規程第 385 号）

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 16 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成 18 年 3 月 15 日規程第 85 号）

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 17 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年 2 月 21 日規程第 86 号）

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 2 の項中授業科目及び履修方法に係る規定並びに別表第 3 の項中授業科目に係る規定は、平成 19 年度に入学した者から適用し、平成 18 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年 6 月 20 日規程第 37 号）

この規程は、平成 19 年 6 月 20 日から施行する。ただし、平成 18 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年 7 月 18 日規程第 38 号）

この規程は、平成 19 年 7 月 18 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 19 年 10 月 3 日規程第 40 号）

この規程は、平成 19 年 10 月 3 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 20 年 2 月 20 日規程第 82 号）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 19 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成 21 年 3 月 4 日規程第 57 号）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 20 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成 21 年 5 月 20 日規程第 7 号）

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。ただし、平成 21 年 9 月 30 日以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 2 月 17 日規程第 60 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 21 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 3 月 2 日規程第 74 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 22 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 7 月 6 日規程第 29 号）

この規程は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 23 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 24 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。ただし、平成 25 年 9 月 30 日以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 25 年度以前に入学した者について

は、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 26 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

(1) 修士課程医科学専攻

必修科目

人体形態学	2 単位
人体機能学	2 単位
病理病態学	2 単位
社会医学	2 単位
臨床医学概論	2 単位
医科学講義	2 単位
医学基礎実習	2 単位
医科学セミナー	8 単位
医科学実験研究	8 単位

[履修方法]必修科目 30 単位を修得しなければならない。

(2) 修士課程医科学専攻生物系プログラム

必修科目

生命医学本論	10 単位
生命医学講究	16 単位

選択必修科目

基盤医学特論	2 単位
医学基礎実習	2 単位

[履修方法]必修科目 26 単位並びに選択必修科目において「基盤医学特論」及び「医学基礎実習」の科目のうちからそれぞれ 2 単位以上、合計 30 単位以上を修得しなければならない。

(3) 修士課程医科学専攻医療行政コース

(ヤング・リーダーズ・プログラム：1 年コース)

必修科目

医療機関と医療職	2 単位
健康に関する行政法規	1 単位
健康保険と医療経済	1 単位
病院管理学	1 単位
薬局管理学	1 単位
地域保健学・国際保健医療学	1 単位
労働・環境衛生学	1 単位
疫学	1 単位
生物統計学	1 単位
医事法制	1 単位
コロキウム	2 単位
フィールドトリップ	4 単位
セミナーⅠ	1 単位
セミナーⅡ	1 単位
セミナーⅢ	1 単位
セミナーⅣ	1 単位
セミナーⅤ	1 単位
修士論文	6 単位
臨床医学概論	2 単位

[履修方法]必修科目 30 単位を修得しなければならない。

別表第2 (第4条関係)

博士課程前期課程

看護学専攻・医療技術学専攻・リハビリテーション療法学専攻

共通科目

生命倫理学	2 単位
医療管理概論	2 単位
病態生理学概論	2 単位
医療技術概論	2 単位
コンサルテーション論	2 単位
基礎医科学実習 I	1 単位
基礎医科学実習 II	2 単位
保健医療システム概論	2 単位
保健医療研究法概論	2 単位
トータルヘルスプランナー特論	2 単位
トータルヘルスプランナー実践論	2 単位
保健学セミナー	2 単位
アジアのヘルスケアシステム概論	2 単位
ヘルスケア管理論	2 単位

看護学専攻

専門科目

看護教育論	2 単位
看護理論	2 単位
看護学研究方法論	2 単位
看護管理論	2 単位
フィジカルアセスメント	2 単位
臨床薬理学	2 単位
基礎看護学 I 特論	2 単位
基礎看護学 II 特論	2 単位
基礎看護学 III 特論	2 単位
基礎看護学 IV 特論	2 単位
基礎看護学 V 特論	2 単位
基礎看護学 VI 特論	2 単位
基礎看護学セミナー	2 単位
基礎看護学課題実習	2 単位
基礎看護学特別研究	10 単位
臨床看護学 I 特論	2 単位
臨床看護学 II 特論	2 単位
臨床がん看護学 I 特論	2 単位
臨床がん看護学 II 特論	2 単位
がん看護病態生理学	2 単位
臨床看護学セミナー	2 単位
臨床がん看護学セミナー I	2 単位
臨床がん看護学セミナー II	2 単位
臨床がん看護学セミナー III	4 単位
臨床看護学課題実習	2 単位
臨床がん看護学課題実習 I	2 単位
臨床がん看護学課題実習 II	3 単位
臨床がん看護学課題実習 III	4 単位
臨床がん看護学課題実習 IV	1 単位
老年看護学特論	2 単位
老年看護学セミナー	2 単位
老年看護学課題実習	2 単位
精神看護学特論	2 単位

精神看護学セミナー	2 単位
精神看護学課題実習	2 単位
臨床看護学特別研究	10 単位
発達看護学 I 特論	2 単位
発達看護学 II 特論	2 単位
発達看護学 III 特論	2 単位
発達看護学 IV 特論	2 単位
発達看護学 V 特論	2 単位
発達看護学 VI 特論	2 単位
小児看護学 I 特論	2 単位
小児看護学 II 特論	2 単位
小児看護学 III 特論	2 単位
小児看護学 IV 特論	2 単位
発達看護学セミナー	2 単位
小児看護学セミナー I	2 単位
小児看護学セミナー II	2 単位
発達看護学課題実習	2 単位
小児看護学課題実習 I	2 単位
小児看護学課題実習 II	2 単位
地域看護学特論	2 単位
在宅看護学特論	2 単位
公衆衛生学特論	2 単位
地域看護学セミナー	2 単位
在宅看護学セミナー	2 単位
地域看護学課題実習	2 単位
在宅看護学課題実習	2 単位
発達看護学特別研究	10 単位
地域・在宅看護学特別研究	10 単位

[履修方法]

- 1 共通科目から 6 単位以上及び専門科目から 24 単位以上, 合計 30 単位以上を履修しなければならない。
- 2 専門科目については, 指導教員が指定する特論, セミナー及び課題実習をそれぞれ 1 科目 2 単位並びに特別研究を 1 科目 10 単位, 合計 16 単位を履修しなければならない。

医療技術学専攻

専門科目

放射線システム工学特論	2 単位
臨床画像診断学特論	2 単位
医用画像情報学特論	2 単位
放射線生体物理学特論	2 単位
放射化学・管理学特論	2 単位
機能画像認知解析学特論	2 単位
医用量子科学実習 I	2 単位
医用量子科学実習 II	2 単位
臨床放射線治療技術学実習	10 単位
医用量子科学特別研究 I	10 単位
病因病態解析学特論	2 単位
病態化学解析学特論	2 単位
環境病因解析学特論	2 単位
生体生理解析学特論	2 単位
分子病態解析学特論	2 単位
形態情報解析学特論	2 単位
病態解析学実習 I	2 単位
病態解析学実習 II	2 単位

## 病態解析学特別研究 I

10 単位

## 〔履修方法〕

- 1 共通科目から6単位以上, 専門科目から20単位以上及び共通科目又は専門科目から4単位以上, 合計30単位以上を履修しなければならない。
- 2 専門科目については, 指導教員が指定する特論及び実習をそれぞれ1科目2単位並びに特別研究を1科目10単位, 合計14単位を履修しなければならない。

## リハビリテーション療法学専攻

## 専門科目

リハビリテーション療法学特論 I-1	1 単位
リハビリテーション療法学特論 I-2	1 単位
リハビリテーション療法学特論 I-3	1 単位
リハビリテーション療法学特論 I-4	1 単位
リハビリテーション療法学特論 II-1	1 単位
リハビリテーション療法学特論 II-2	1 単位
リハビリテーション療法学特論 II-3	1 単位
リハビリテーション療法学特論 II-4	1 単位
リハビリテーション療法学特論 II-5	1 単位
リハビリテーション療法学特論 III-1	1 単位
リハビリテーション療法学特論 III-2	1 単位
リハビリテーション療法学特論 III-3	1 単位
リハビリテーション療法学特論 III-4	1 単位
リハビリテーション療法学特論 III-5	1 単位
リハビリテーション研究実践セミナー	2 単位
リハビリテーション臨床実践実習 I	2 単位
リハビリテーション臨床実践実習 II	2 単位
理学療法学セミナー I	2 単位
理学療法学セミナー II	2 単位
理学療法学特別研究	10 単位
作業療法学セミナー I	2 単位
作業療法学セミナー II	2 単位
作業療法学特別研究	10 単位

## 〔履修方法〕

- 1 共通科目から6単位以上, 専門科目から20単位以上及び共通科目又は専門科目から4単位以上, 合計30単位以上を履修しなければならない。
- 2 専門科目については, 指導教員が指定する特論を4科目4単位, セミナーを2科目4単位, 研究実践セミナーを1科目2単位及び特別研究を1科目10単位, 合計20単位を履修しなければならない。

## 博士課程後期課程

## 看護学専攻

## (基礎・臨床看護学)

## 専門科目

臨床アセスメント看護学特講	2 単位
臨床アセスメント看護学特講演習	2 単位
ホリスティックがん看護学特講	2 単位
ホリスティックがん看護学特講演習	2 単位
基礎・臨床看護学特別研究	4 単位

## (健康発達看護学)

小児家族発達看護学特講	2 単位
小児家族発達看護学特講演習	2 単位
地域健康看護学特講	2 単位
地域健康看護学特講演習	2 単位
健康発達看護学特別研究	4 単位



医療技術学専攻

(医用量子科学)

基礎放射線科学特講	2 単位
基礎放射線科学特講演習	2 単位
放射線理工学特講	2 単位
放射線理工学特講演習	2 単位
医用画像情報学特講	2 単位
医用画像情報学特講演習	2 単位
医用物理学特講	2 単位
医用物理学特講演習	2 単位
画像診断技術学特講	2 単位
画像診断技術学特講演習	2 単位
核医学検査技術学特講	2 単位
核医学検査技術学特講演習	2 単位
放射線治療技術学特講	2 単位
放射線治療技術学特講演習	2 単位
医用量子科学特別研究 II	4 単位

(病態解析学)

病因病態解析学特講	2 単位
病因病態解析学特講演習	2 単位
病態化学解析学特講	2 単位
病態化学解析学特講演習	2 単位
環境病因解析学特講	2 単位
環境病因解析学特講演習	2 単位
生体生理解析学特講	2 単位
生体生理解析学特講演習	2 単位
分子病態解析学特講	2 単位
分子病態解析学特講演習	2 単位
形態情報解析学特講	2 単位
形態情報解析学特講演習	2 単位
病態解析学特別研究 II	4 単位

リハビリテーション療法学専攻

(理学療法学)

骨・関節機能障害学特講	2 単位
骨・関節機能障害学特講演習	2 単位
循環器機能障害療法学特講	2 単位
循環器機能障害療法学特講演習	2 単位
細胞組織形態学特講	2 単位
細胞組織形態学特講演習	2 単位
軟部組織機能障害学特講	2 単位
軟部組織機能障害学特講演習	2 単位
症候障害学特講	2 単位
症候障害学特講演習	2 単位
運動器治療評価学特講	2 単位
運動器治療評価学特講演習	2 単位
リハビリテーション神経科学特講	2 単位
リハビリテーション神経科学特講演習	2 単位

(作業療法学)

活動能力障害学特講	2 単位
活動能力障害学特講演習	2 単位
高次脳機能障害学特講	2 単位
高次脳機能障害学特講演習	2 単位
精神障害病態解析学特講	2 単位

精神障害病態解析学特講演習	2 単位
精神認知機能作業療法特講	2 単位
精神認知機能作業療法特講演習	2 単位
発達過程作業療法学特講	2 単位
発達過程作業療法学特講演習	2 単位
作業行動調整学特講	2 単位
(理学療法学・作業療法学共通)	
生活機能発展学特講	2 単位
生活機能発展学特講演習	2 単位
作業行動調整学特講演習	2 単位
リハビリテーション療法学特別研究	4 単位
各専攻共通科目	
基盤医科学実習	2 単位

[履修方法]

指導教員が指定する特講を1科目2単位、特講演習を1科目2単位及び特別研究を1科目4単位、合計8単位以上を履修しなければならない。

別表第3 (第5条関係)

医学博士課程 (医学系プログラムを含む。)

総合医学専攻

(基礎科目)	
基盤医学特論	2 単位
基盤医科学実習	2 単位
(専門科目)	
基礎医学領域科目	
分子生物学セミナー	10 単位
分子生物学実験研究	6 単位
生体高分子学セミナー	10 単位
生体高分子実験研究	6 単位
分子細胞化学セミナー	10 単位
分子細胞化学実験研究	6 単位
疾病遺伝子学セミナー	10 単位
疾病遺伝子学実験研究	6 単位
分子病原細菌学セミナー	10 単位
分子病原細菌学実験研究	6 単位
耐性菌制御学セミナー	10 単位
耐性菌制御学実験研究	6 単位
分子細胞免疫学セミナー	10 単位
分子細胞免疫学実験研究	6 単位
免疫細胞動態学セミナー	10 単位
免疫細胞動態学実験研究	6 単位
ウイルス学セミナー	10 単位
ウイルス学実験研究	6 単位
細菌感染制御学セミナー	10 単位
細菌感染制御学実験研究	6 単位
細菌感染の分子機構学セミナー	10 単位
細菌感染の分子機構学実験研究	6 単位
耐性の分子機構学セミナー	10 単位
耐性の分子機構学実験研究	6 単位
免疫系情報学セミナー	10 単位
免疫系情報学実験研究	6 単位

免疫系制御学セミナー	10 単位
免疫系制御学実験研究	6 単位
腫瘍免疫学セミナー	10 単位
腫瘍免疫学実験研究	6 単位
免疫病態学セミナー	10 単位
免疫病態学実験研究	6 単位
分子ウイルス学セミナー	10 単位
分子ウイルス学実験研究	6 単位
医学ウイルス学セミナー	10 単位
医学ウイルス学実験研究	6 単位
分子神経ウイルス学セミナー	10 単位
分子神経ウイルス学実験研究	6 単位
遺伝子治療学セミナー	10 単位
遺伝子治療学実験研究	6 単位
機能分子制御学セミナー	10 単位
機能分子制御学実験研究	6 単位
標的分子細胞生物学セミナー	10 単位
標的分子細胞生物学実験研究	6 単位
医真菌学セミナー	10 単位
医真菌学実験研究	6 単位
神経遺伝情報学セミナー	10 単位
神経遺伝情報学実験研究	6 単位
疾患モデル解析学セミナー	10 単位
疾患モデル解析学実験研究	6 単位
システム生物学セミナー	10 単位
システム生物学実験研究	6 単位
生物情報解析工学セミナー	10 単位
生物情報解析工学実験研究	6 単位
分子診断ナノ工学セミナー	10 単位
分子診断ナノ工学実験研究	6 単位
分子機能解析学セミナー	10 単位
分子機能解析学実験研究	6 単位
疾患遺伝子解析学セミナー	10 単位
疾患遺伝子解析学実験研究	6 単位
実験動物科学セミナー	10 単位
実験動物科学実験研究	6 単位
老化基礎科学セミナー	10 単位
老化基礎科学実験研究	6 単位
免疫不全統御学セミナー	10 単位
免疫不全統御学実験研究	6 単位
細胞生物物理学セミナー	10 単位
細胞生物物理学実験研究	6 単位
イメージング生理学セミナー	10 単位
イメージング生理学実験研究	6 単位
細胞生理学セミナー	10 単位
細胞生理学実験研究	6 単位
分子動態学セミナー	10 単位
分子動態学実験研究	6 単位
分子薬理学セミナー	10 単位
分子薬理学実験研究	6 単位
神経筋生理学セミナー	10 単位

神経筋生理学実験研究	6 単位
生体分子構造解析学セミナー	10 単位
生体分子構造解析学実験研究	6 単位
イオンチャネルセミナー	10 単位
イオンチャネル実験研究	6 単位
細胞イメージング法セミナー	10 単位
細胞イメージング法実験研究	6 単位
シナプス生理学セミナー	10 単位
シナプス生理学実験研究	6 単位
生体分子動態学セミナー	10 単位
生体分子動態学実験研究	6 単位
神経薬理学セミナー	10 単位
神経薬理学実験研究	6 単位
神経情報薬理学セミナー	10 単位
神経情報薬理学実験研究	6 単位
分子腫瘍学セミナー	10 単位
分子腫瘍学実験研究	6 単位
腫瘍生物学セミナー	10 単位
腫瘍生物学実験研究	6 単位
ゲノム変異学セミナー	10 単位
ゲノム変異学実験研究	6 単位
がん関連遺伝子学セミナー	10 単位
がん関連遺伝子学実験研究	6 単位
シグナル伝達学セミナー	10 単位
シグナル伝達学実験研究	6 単位
癌浸潤転移学セミナー	10 単位
癌浸潤転移学実験研究	6 単位
視覚神経科学セミナー	10 単位
視覚神経科学実験研究	6 単位
神経免疫学セミナー	10 単位
神経免疫学実験研究	6 単位
神経性調節学セミナー	10 単位
神経性調節学実験研究	6 単位
心・血管学セミナー	10 単位
心・血管学実験研究	6 単位
発生・遺伝学セミナー	10 単位
発生・遺伝学実験研究	6 単位
分子シグナル制御学セミナー	10 単位
分子シグナル制御学実験研究	6 単位
神経生化学セミナー	10 単位
神経生化学実験研究	6 単位
分子細胞学セミナー	10 単位
分子細胞学実験研究	6 単位
機能組織学セミナー	10 単位
機能組織学実験研究	6 単位
細胞生物学セミナー	10 単位
細胞生物学実験研究	6 単位
超微形態学セミナー	10 単位
超微形態学実験研究	6 単位
分子細胞構築学セミナー	10 単位
分子細胞構築学実験研究	6 単位

細胞情報形態学セミナー	10 単位
細胞情報形態学実験研究	6 単位
超微組織細胞化学セミナー	10 単位
超微組織細胞化学実験研究	6 単位
神経機能制御学セミナー	10 単位
神経機能制御学実験研究	6 単位
神経組織細胞学セミナー	10 単位
神経組織細胞学実験研究	6 単位
神経病態生理学セミナー	10 単位
神経病態生理学実験研究	6 単位
神経再生学セミナー	10 単位
神経再生学実験研究	6 単位
疼痛病態生理学セミナー	10 単位
疼痛病態生理学実験研究	6 単位
細胞発生学セミナー	10 単位
細胞発生学実験研究	6 単位
イメージング細胞生理学セミナー	10 単位
イメージング細胞生理学実験研究	6 単位
細胞生物化学セミナー	10 単位
細胞生物化学実験研究	6 単位
構造細胞生理学セミナー	10 単位
構造細胞生理学実験研究	6 単位
バイオイメージング学セミナー	10 単位
バイオイメージング学実験研究	6 単位
生体反応病理学セミナー	10 単位
生体反応病理学実験研究	6 単位
分子病理診断学セミナー	10 単位
分子病理診断学実験研究	6 単位
腫瘍病理学セミナー	10 単位
腫瘍病理学実験研究	6 単位
神経機能病理学セミナー	10 単位
神経機能病理学実験研究	6 単位
分子病理学セミナー	10 単位
分子病理学実験研究	6 単位
細胞工学セミナー	10 単位
細胞工学実験研究	6 単位
細胞腫瘍学セミナー	10 単位
細胞腫瘍学実験研究	6 単位
法医・生命倫理学セミナー	10 単位
法医・生命倫理学実験研究	6 単位
環境労働衛生学セミナー	10 単位
環境労働衛生学実験研究	6 単位
予防医学セミナー	10 単位
予防医学実験研究	6 単位
国際保健医療学・公衆衛生学セミナー	10 単位
国際保健医療学・公衆衛生学実験研究	6 単位
医療行政学セミナー	10 単位
医療行政学実験研究	6 単位
法医病理学セミナー	10 単位
法医病理学実験研究	6 単位
法医中毒学セミナー	10 単位

法医中毒学実験研究	6 単位
人類遺伝学セミナー	10 単位
人類遺伝学実験研究	6 単位
生命倫理学セミナー	10 単位
生命倫理学実験研究	6 単位
環境衛生学セミナー	10 単位
環境衛生学実験研究	6 単位
労働衛生学セミナー	10 単位
労働衛生学実験研究	6 単位
健康栄養医学セミナー	10 単位
健康栄養医学実験研究	6 単位
健康スポーツ医学セミナー	10 単位
健康スポーツ医学実験研究	6 単位
精神病理学セミナー	10 単位
精神病理学実験研究	6 単位
健康運動科学セミナー	10 単位
健康運動科学実験研究	6 単位
疫学セミナー	10 単位
疫学実験研究	6 単位
臨床医学領域科目	
血液・腫瘍内科学セミナー	10 単位
血液・腫瘍内科学実験研究	6 単位
循環器内科学セミナー	10 単位
循環器内科学実験研究	6 単位
消化器内科学セミナー	10 単位
消化器内科学実験研究	6 単位
呼吸器内科学セミナー	10 単位
呼吸器内科学実験研究	6 単位
糖尿病・内分泌内科学セミナー	10 単位
糖尿病・内分泌科学実験研究	6 単位
腎臓内科学セミナー	10 単位
腎臓内科学実験研究	6 単位
がん薬物療法学セミナー	10 単位
がん薬物療法学実験研究	6 単位
量子医学セミナー	10 単位
量子医学実験研究	6 単位
量子介入治療学セミナー	10 単位
量子介入治療学実験研究	6 単位
放射線治療学セミナー	10 単位
放射線治療学実験研究	6 単位
臓器病態診断学セミナー	10 単位
臓器病態診断学実験研究	6 単位
病態構造解析学セミナー	10 単位
病態構造解析学実験研究	6 単位
外科病理診断学セミナー	10 単位
外科病理診断学実験研究	6 単位
分子病態解析学セミナー	10 単位
分子病態解析学実験研究	6 単位
神経内科学セミナー	10 単位
神経内科学実験研究	6 単位

精神医学セミナー	10 単位
精神医学実験研究	6 単位
精神生物学セミナー	10 単位
精神生物学実験研究	6 単位
脳神経外科学セミナー	10 単位
脳神経外科学実験研究	6 単位
脳神経先端医療開発学セミナー	10 単位
脳神経先端医療開発学実験研究	6 単位
脳血管内治療学セミナー	10 単位
脳血管内治療学実験研究	6 単位
眼科学セミナー	10 単位
眼科学実験研究	6 単位
感覚器障害制御学セミナー	10 単位
感覚器障害制御学実験研究	6 単位
耳鼻咽喉科学セミナー	10 単位
耳鼻咽喉科学実験研究	6 単位
認知・言語医学セミナー	10 単位
認知・言語医学実験研究	6 単位
顎顔面外科学セミナー	10 単位
顎顔面外科学実験研究	6 単位
咀嚼障害制御学セミナー	10 単位
咀嚼障害制御学実験研究	6 単位
眼遺伝子学セミナー	10 単位
眼遺伝子学実験研究	6 単位
小児眼科・斜視学セミナー	10 単位
小児眼科・斜視学実験研究	6 単位
硝子体・網脈絡膜学セミナー	10 単位
硝子体・網脈絡膜学実験研究	6 単位
視覚生理セミナー	10 単位
視覚生理実験研究	6 単位
腫瘍外科学セミナー	10 単位
腫瘍外科学実験研究	6 単位
血管外科学セミナー	10 単位
血管外科学実験研究	6 単位
消化器外科学セミナー	10 単位
消化器外科学実験研究	6 単位
移植・内分泌外科学セミナー	10 単位
移植・内分泌外科学実験研究	6 単位
心臓外科学セミナー	10 単位
心臓外科学実験研究	6 単位
呼吸器外科学セミナー	10 単位
呼吸器外科学実験研究	6 単位
小児外科学セミナー	10 単位
小児外科学実験研究	6 単位
泌尿器科学セミナー	10 単位
泌尿器科学実験研究	6 単位
整形外科学セミナー	10 単位
整形外科学実験研究	6 単位
リウマチ学セミナー	10 単位
リウマチ学実験研究	6 単位
手の外科学セミナー	10 単位

手の外科学実験研究	6 単位
皮膚病態学セミナー	10 単位
皮膚病態学実験研究	6 単位
皮膚結合組織病態学セミナー	10 単位
皮膚結合組織病態学実験研究	6 単位
形成外科学セミナー	10 単位
形成外科学実験研究	6 単位
麻酔・蘇生医学セミナー	10 単位
麻酔・蘇生医学実験研究	6 単位
臨床感染統御学セミナー	10 単位
臨床感染統御学実験研究	6 単位
救急・集中治療医学セミナー	10 単位
救急・集中治療医学実験研究	6 単位
疼痛のメカニズム解析とその臨床応用セミナー	10 単位
疼痛のメカニズム解析とその臨床応用実験研究	6 単位
感染症学セミナー	10 単位
感染症学実験研究	6 単位
手術医療学セミナー	10 単位
手術医療学実験研究	6 単位
細胞治療医学セミナー	10 単位
細胞治療医学実験研究	6 単位
病理組織医学セミナー	10 単位
病理組織医学実験研究	6 単位
光学医療学セミナー	10 単位
光学医療学実験研究	6 単位
放射線医療学セミナー	10 単位
放射線医療学実験研究	6 単位
画像情報診断・工学セミナー	10 単位
画像情報診断・工学実験研究	6 単位
免疫血液学セミナー	10 単位
免疫血液学実験研究	6 単位
輸血学セミナー	10 単位
輸血学実験研究	6 単位
腫瘍細胞学セミナー	10 単位
腫瘍細胞学実験研究	6 単位
画像解析学セミナー	10 単位
画像解析学実験研究	6 単位
内視鏡診断学セミナー	10 単位
内視鏡診断学実験研究	6 単位
光学医療治療学セミナー	10 単位
光学医療治療学実験研究	6 単位
消化器機能解析学セミナー	10 単位
消化器機能解析学実験研究	6 単位
臨床画像診断学セミナー	10 単位
臨床画像診断学実験研究	6 単位
臨床放射線腫瘍学セミナー	10 単位
臨床放射線腫瘍学実験研究	6 単位
放射線介入治療学セミナー	10 単位
放射線介入治療学実験研究	6 単位
小児科学セミナー	10 単位
小児科学実験研究	6 単位



成長発達医学セミナー	10 単位
成長発達医学実験研究	6 単位
発達・老年精神医学セミナー	10 単位
発達・老年精神医学実験研究	6 単位
老年医学セミナー	10 単位
老年医学実験研究	6 単位
産婦人科学セミナー	10 単位
産婦人科学実験研究	6 単位
生殖器腫瘍制御学セミナー	10 単位
生殖器腫瘍制御学実験研究	6 単位
総合診療医学セミナー	10 単位
総合診療医学実験研究	6 単位
地域在宅医療セミナー	10 単位
地域在宅医療実験研究	6 単位
老年疾患研究セミナー	10 単位
老年疾患実験研究	6 単位
産科学セミナー	10 単位
産科学実験研究	6 単位
婦人科学セミナー	10 単位
婦人科学実験研究	6 単位
卵巣腫瘍制御学セミナー	10 単位
卵巣腫瘍制御学実験研究	6 単位
周産母子医学セミナー	10 単位
周産母子医学実験研究	6 単位
不妊症治療学セミナー	10 単位
不妊症治療学実験研究	6 単位
胎児診断・治療学セミナー	10 単位
胎児診断・治療学実験研究	6 単位
ハイリスク妊娠管理学セミナー	10 単位
ハイリスク妊娠管理学実験研究	6 単位
重症新生児治療学セミナー	10 単位
重症新生児治療学実験研究	6 単位
親と子どもの心療学セミナー	10 単位
親と子どもの心療学実験研究	6 単位
総合医学教育学セミナー	10 単位
総合医学教育学実験研究	6 単位
医療安全管理学セミナー	10 単位
医療安全管理学実験研究	6 単位
統合医薬学領域科目	
薬物動態解析学セミナー	10 単位
薬物動態解析学実験研究	6 単位
分子機能薬学セミナー	10 単位
分子機能薬学実験研究	6 単位
トキシコゲノミクスセミナー	10 単位
トキシコゲノミクス実験研究	6 単位
医療薬学セミナー	10 単位
医療薬学実験研究	6 単位
化学療法学セミナー	10 単位
化学療法学実験研究	6 単位
生物統計学セミナー	10 単位

生物統計学実験研究	6 単位
医薬品規制学セミナー	10 単位
医薬品規制学実験研究	6 単位
実践医薬品開発学セミナー	10 単位
実践医薬品開発学実験研究	6 単位
応用医薬品開発学セミナー	10 単位
応用医薬品開発学実験研究	6 単位
統計数理学セミナー	10 単位
統計数理学実験研究	6 単位

名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻

(専門科目)	
A 群科目	
分子生物学セミナー	10 単位
分子生物学実験研究	6 単位
分子細胞化学セミナー	10 単位
分子細胞化学実験研究	6 単位
分子病原細菌学セミナー	10 単位
分子病原細菌学実験研究	6 単位
分子細胞免疫学セミナー	10 単位
分子細胞免疫学実験研究	6 単位
ウイルス学セミナー	10 単位
ウイルス学実験研究	6 単位
標的分子細胞生物学セミナー	10 単位
標的分子細胞生物学実験研究	6 単位
神経遺伝情報学セミナー	10 単位
神経遺伝情報学実験研究	6 単位
システム生物学セミナー	10 単位
システム生物学実験研究	6 単位
実験動物科学セミナー	10 単位
実験動物科学実験研究	6 単位
細胞生物物理学セミナー	10 単位
細胞生物物理学実験研究	6 単位
細胞生理学セミナー	10 単位
細胞生理学実験研究	6 単位
分子薬理学セミナー	10 単位
分子薬理学実験研究	6 単位
神経情報薬理学セミナー	10 単位
神経情報薬理学実験研究	6 単位
分子腫瘍学セミナー	10 単位
分子腫瘍学実験研究	6 単位
腫瘍生物学セミナー	10 単位
腫瘍生物学実験研究	6 単位
視覚神経科学セミナー	10 単位
視覚神経科学実験研究	6 単位
神経免疫学セミナー	10 単位
神経免疫学実験研究	6 単位
神経性調節学セミナー	10 単位
神経性調節学実験研究	6 単位
心・血管学セミナー	10 単位
心・血管学実験研究	6 単位

発生・遺伝学セミナー	10 単位
発生・遺伝学実験研究	6 単位
病態神経科学セミナー	10 単位
病態神経科学実験研究	6 単位
分子細胞学セミナー	10 単位
分子細胞学実験研究	6 単位
神経発生学セミナー	10 単位
神経発生学実験研究	6 単位
神経再生学セミナー	10 単位
神経再生学実験研究	6 単位
生体反応病理学セミナー	10 単位
生体反応病理学実験研究	6 単位
腫瘍病理学セミナー	10 単位
腫瘍病理学実験研究	6 単位
分子病理学セミナー	10 単位
分子病理学実験研究	6 単位
法医・生命倫理学セミナー	10 単位
法医・生命倫理学実験研究	6 単位
環境労働衛生学セミナー	10 単位
環境労働衛生学実験研究	6 単位
予防医学セミナー	10 単位
予防医学実験研究	6 単位
国際保健医療学・公衆衛生学セミナー	10 単位
国際保健医療学・公衆衛生学実験研究	6 単位
医療行政学セミナー	10 単位
医療行政学実験研究	6 単位
人類遺伝学セミナー	10 単位
人類遺伝学実験研究	6 単位
健康栄養医学セミナー	10 単位
健康栄養医学実験研究	6 単位
健康スポーツ医学セミナー	10 単位
健康スポーツ医学実験研究	6 単位
精神病理学セミナー	10 単位
精神病理学実験研究	6 単位
健康運動科学セミナー	10 単位
健康運動科学実験研究	6 単位
血液・腫瘍内科学セミナー	10 単位
血液・腫瘍内科学実験研究	6 単位
循環器内科学セミナー	10 単位
循環器内科学実験研究	6 単位
消化器内科学セミナー	10 単位
消化器内科学実験研究	6 単位
呼吸器内科学セミナー	10 単位
呼吸器内科学実験研究	6 単位
糖尿病・内分泌内科学セミナー	10 単位
糖尿病・内分泌内科学実験研究	6 単位
腎臓内科学セミナー	10 単位
腎臓内科学実験研究	6 単位
量子医学セミナー	10 単位
量子医学実験研究	6 単位
臓器病態診断学セミナー	10 単位

臓器病態診断学実験研究	6 単位
神経内科学セミナー	10 単位
神経内科学実験研究	6 単位
精神医学セミナー	10 単位
精神医学実験研究	6 単位
脳神経外科学セミナー	10 単位
脳神経外科学実験研究	6 単位
眼科学セミナー	10 単位
眼科学実験研究	6 単位
耳鼻咽喉科学セミナー	10 単位
耳鼻咽喉科学実験研究	6 単位
顎顔面外科学セミナー	10 単位
顎顔面外科学実験研究	6 単位
腫瘍外科学セミナー	10 単位
腫瘍外科学実験研究	6 単位
血管外科学セミナー	10 単位
血管外科学実験研究	6 単位
消化器外科学セミナー	10 単位
消化器外科学実験研究	6 単位
移植・内分泌外科学セミナー	10 単位
移植・内分泌外科学実験研究	6 単位
心臓外科学セミナー	10 単位
心臓外科学実験研究	6 単位
呼吸器外科学セミナー	10 単位
呼吸器外科学実験研究	6 単位
小児外科学セミナー	10 単位
小児外科学実験研究	6 単位
泌尿器科学セミナー	10 単位
泌尿器科学実験研究	6 単位
整形外科科学セミナー	10 単位
整形外科科学実験研究	6 単位
手の外科学セミナー	10 単位
手の外科学実験研究	6 単位
皮膚病態学セミナー	10 単位
皮膚病態学実験研究	6 単位
形成外科学セミナー	10 単位
形成外科学実験研究	6 単位
麻酔・蘇生医学セミナー	10 単位
麻酔・蘇生医学実験研究	6 単位
救急・集中治療医学セミナー	10 単位
救急・集中治療医学実験研究	6 単位
感染症学セミナー	10 単位
感染症学実験研究	6 単位
輸血学セミナー	10 単位
輸血学実験研究	6 単位
内視鏡診断学セミナー	10 単位
内視鏡診断学実験研究	6 単位
小児科学セミナー	10 単位
小児科学実験研究	6 単位
老年医学セミナー	10 単位
老年医学実験研究	6 単位

産婦人科学セミナー	10 単位
産婦人科学実験研究	6 単位
生殖器腫瘍制御学セミナー	10 単位
生殖器腫瘍制御学実験研究	6 単位
総合診療医学セミナー	10 単位
総合診療医学実験研究	6 単位
地域在宅医療セミナー	10 単位
地域在宅医療実験研究	6 単位
総合医学教育学セミナー	10 単位
総合医学教育学実験研究	6 単位
医療安全管理学セミナー	10 単位
医療安全管理学実験研究	6 単位
薬物動態解析学セミナー	10 単位
薬物動態解析学実験研究	6 単位
分子機能薬学セミナー	10 単位
分子機能薬学実験研究	6 単位
トキシコゲノミクスセミナー	10 単位
トキシコゲノミクス実験研究	6 単位
医療薬学セミナー	10 単位
医療薬学実験研究	6 単位
化学療法学セミナー	10 単位
化学療法学実験研究	6 単位
生物統計学セミナー	10 単位
生物統計学実験研究	6 単位
B 群科目	
基礎医学国際セミナー	10 単位
基礎医学国際実験研究	2 単位
臨床医学国際セミナー	10 単位
臨床医学国際実験研究	2 単位
(共通科目)	
国際連携最先端医学特論	2 単位